

経営発達支援計画申請ガイドライン

令和8年1月21日
経済産業省中小企業庁
経営支援部小規模企業振興課

I 計画申請ガイドラインの位置づけ

計画申請ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援法」という。）第7条に規定する「経営発達支援計画（以下「支援計画」という。）」の認定を受けようとする商工会又は商工会議所及び関係市町村（特別区を含む）が、同支援計画の策定、認定申請等を行うにあたっての参考として供するため、関係規定や認定審査の観点等を整理したものである。

II 本ガイドラインの構成

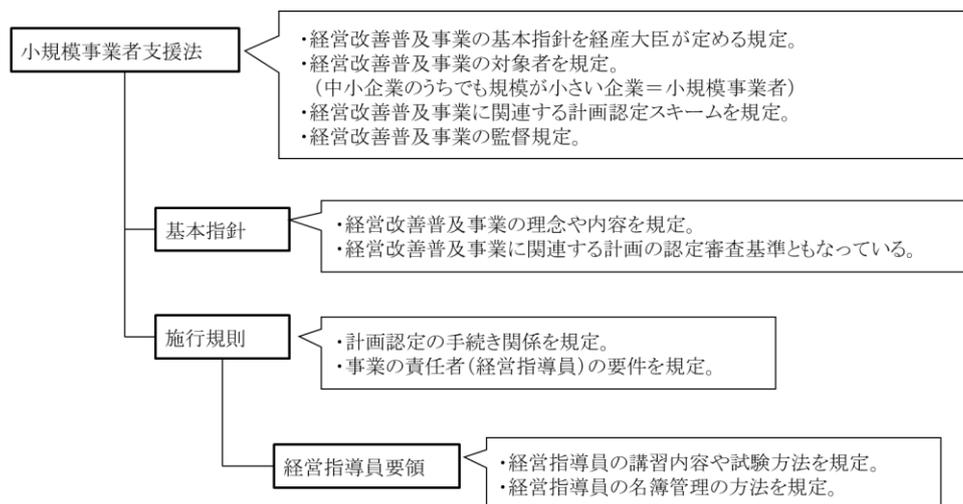
1. [小規模事業者支援法の体系及び計画の概要](#) . . . P. 1
2. [小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）の概要](#) . . . P. 4
3. [支援計画の目的](#) . . . P. 9
4. [支援計画の準備・策定・実行](#) . . . P. 10
5. [支援計画の効果検証・評価・見直し](#) . . . P. 17
6. [支援計画の手続（認定申請、変更申請等）](#) . . . P. 18
7. [申請書の提出先、認定先及び問合せ先](#) . . . P. 27
8. [支援計画の記載項目と審査観点](#) . . . P. 28
9. [Q&A](#) . . . P. 31
10. [関係法令等](#) . . . P. 38
11. [改定履歴等](#) . . . P. 52

1. 小規模事業者支援法の体系及び計画の概要

(1) 小規模事業者支援法の体系

小規模事業者支援法は、小規模事業者の経営の改善発達を支援し、経営基盤の充実を図ることをもって国民経済の健全な発展に寄与していくことを目的とした法律である。平成5年に成立し、平成26年の第一次改正、令和元年の第二次改正を経て、現行法の体系となった。

【小規模事業者支援法（現行法）の体系】



※基本指針：小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（令和七年十一月十九日経済産業省告示第百六十九号）

(2) 経営改善普及事業と支援計画の関係について

小規模事業者支援法では、「基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業」を「経営改善普及事業」と位置付けている。

同法には明文の定義は置かれていないが、法制定時より、「経営改善」とは、事業体として必要な基本的水準に照らして欠如している能力を補うこと、「経営発達」とは、事業体として必要な一定の水準を超えた小規模事業者が、技術やノウハウの向上、経営革新や新たなビジネス創出、販路拡大、安定的な雇用維持等を行うことで、事業規模や収益性の拡大、経営の効率化を実現し、事業体としてさらなる成長を遂げることという解釈をしている。一般に意味する「経営改善」＝「業況悪化事業者の再生支援」とは意味合いが異なるので注意が必要である。

基本指針では、「経営改善」に相当する事項として「第二 近代的経営管理方法の導入等経営管理に関する指導に関する事項」を規定しているが、経営改善指導は、記帳の代行等が目的ではなく、小規模事業者が自社の経営管理を自律的かつ継続的に実施できる環境の整備を支援することと方向性を示している。当該方向性に即して行われる経営改善指導が、基本指針に即して実施する経営改善普及事業の一つとなる。

続いて、基本指針では、「経営発達」に相当する事項として「第四 技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項」を規定している。その具体的内容は、計画の説明と重複することが多いため、次節で解説する。

(3) 支援計画の概要

①支援計画の記載要件

小規模事業者支援法第7条第1項では、経営発達支援事業として、

- 第一号 小規模事業者の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析
- 第二号 小規模事業者が単独で又は共同して行う事業計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言
- 第三号 小規模事業者が販売する商品又は提供する役務の需要の動向及び地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- 第四号 小規模事業者が販売する商品又は提供する役務に関する広報、商談会、展示会、即売会その他これらに類するものの開催その他小規模事業者が販売する商品又は提供する役務の需要の開拓に寄与する事業

の4事業を挙げている。

また、同条第4項では計画の記載事項として、

- 第一号 経営発達支援事業の目標
- 第二号 経営発達支援事業の内容及び実施期間
- 第三号 経営発達支援事業の実施体制
- 第四号 経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

を必須事項としており、商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する場合、第五号として連携者の名称や連携に関する事項を記載することとしている。

そして、同条第6項では、第4項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであることを支援計画の記載要件としている。

第一号から第三号と基本指針の関係は、

- 第一号：第四． 2．（1）
- 第二号のうち事業の内容：第四． 1
- 第二号のうち実施期間：第四． 2．（2）
- 第三号：第四． 2．（3）（4）

となっている。

②認定効果

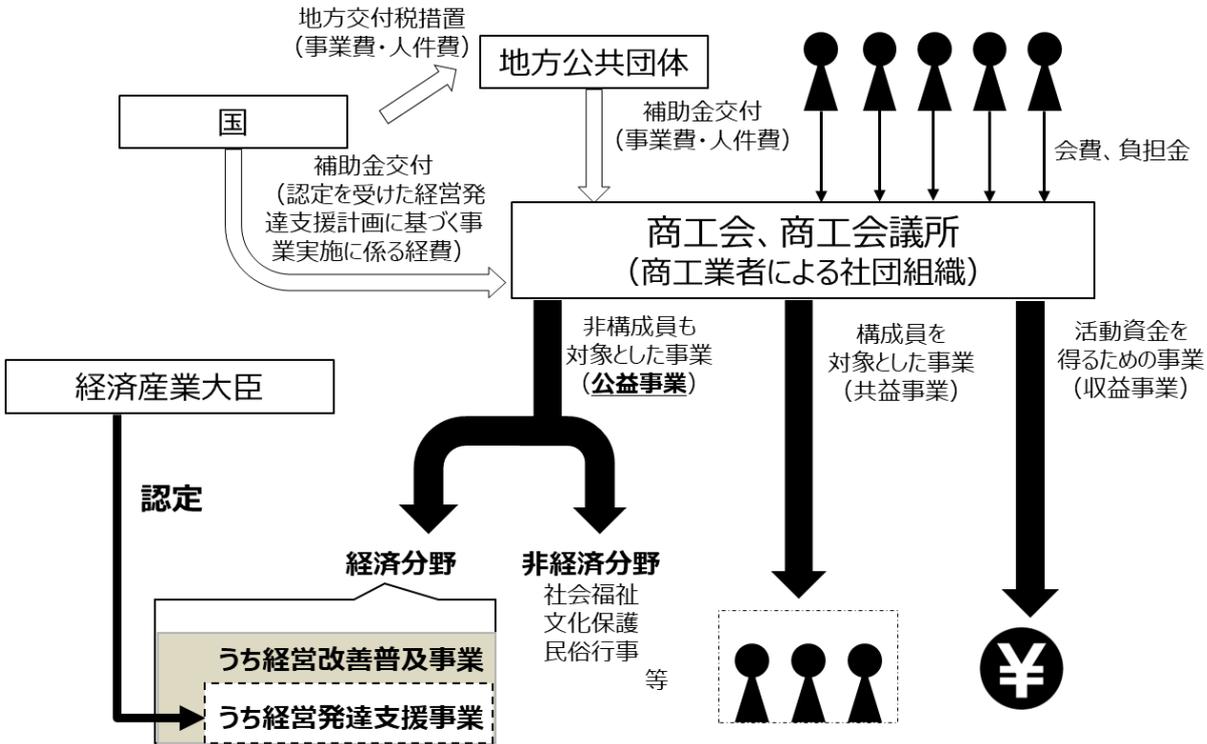
認定計画に基づき経営発達支援事業を実施する者（商工会又は商工会議所及び関係市町村。連携者がいる場合は連携者も含まれる。）は、小規模事業者支援法第10条に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の協力業務の対象となる。これにより、計画認定を受けた商工会又は商工会議所及び関係市町村が中小企業支援機関であることが公に示されるという効果もある。

商工会、商工会議所は、あくまで任意に自発的に設立される民間法人であり、事業規定も「商工会は、第三条の目的を達成するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。（商工会法（昭和35年法律第89号）第11条）」、「商工会議所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。（商工会議所法（昭和28年法律第143号）第9条）」となっているため、経営診断等の支援事業を実施しない商工会、商工会議所、あるいは会員のみを対象とした事業を実施する商工会、商工会議所も存在し得る。

基本指針第七. 2. では、経営改善普及事業は「会員・非会員を問うことなく行うこと。」としており、公益に留まらない一種の公益事業として行われることを求めている。

計画の認定を受けることで、会員・非会員を問うことなく経営診断等の支援事業（経営発達支援事業）を実施する商工会、商工会議所であることが明らかとなる。

【経営発達支援事業と商工会、商工会議所の事業の関係】



③実施状況の把握

基本指針第四. 2. (3) ウ. では、

「小規模事業者に対して支援を行うに当たっては、その支援に係る拠点機能を強化しつつ、その経営の自走化を目指し、事業計画の策定、進捗の確認、効果検証、継続的な経営に係る指導及び助言を実施する仕組みを構築すること。その際、小企業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮すること。」

としている。

計画の実施状況については、小規模事業者支援法第11条第2項の権限に基づき、報告を求めることができるとしており、当該報告を基に評価・分析を行う仕組みとしている。本実施状況報告については、施策効果や実施方針を決めるうえで、非常に重要であり、小規模事業者への協力を求めるとともに、必要な情報を収集・提供いただきたい。

<小規模企業支援法基本指針第四「技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項」>

(3) 実施体制

ウ. 小規模事業者に対して支援を行うに当たっては、その支援に係る拠点機能を強化しつつ、その経営の自走化を目指し、事業計画の策定、進捗の確認、効果検証、継続的な経営に係る指導及び助言を実施する仕組みを構築すること。その際、小企業者は、企業としての組織体制

が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮すること。

2. 小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）の概要

（1）小規模企業振興基本計画について

小規模企業振興基本法は、中小企業基本法の基本理念にのっとり、小規模企業の振興について、事業の持続的発展を基本原則とした施策の体系を構築している。小規模企業振興基本法に基づき、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることとしており、小規模企業をめぐる情勢の変化、小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直すこととしている。その計画における方針や施策について、実効性を担保するべく、令和7年11月に小規模事業者支援法に係る政省令等改正を行い、同改正内容に基づき、本ガイドラインを改正したもの。

小規模企業振興基本法

基本原則（第3条、第4条）

中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を基本原則として位置づける。

基本方針（第6条）

次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- ① 需要に応じた商品の販売、新事業展開の促進
- ② 経営資源の有効な活用、人材育成・確保
- ③ 地域経済の活性化に資する事業活動の推進
- ④ 適切な支援体制の整備

基本計画（第13条）

小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画の策定

- 一 小規模企業の振興に関する施策についての基本的な方針
- 二 小規模企業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

小規模企業をめぐる情勢の変化、小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更

小規模企業振興基本計画

第1章 小規模企業の振興に関する施策についての基本的な方針

「現状認識」、「基本的考え方」、「4つの目標」を規定

第2章 小規模企業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

「4つの目標」に従って、政府が講ずべき「重点施策」を規定

第3章 小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

「政府以外を含めた必要な取組」として、「地方公共団体の責務」、「小規模事業者の努力等」、「関係者相互の連携及び協力」を規定

（2）小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）のポイント

現在、日本経済は大きく変化するチャンスを迎えており、「潮目の変化」の今、官民で国内投資と賃上げを継続し、デフレ脱却を実現できるか否かの正念場。賃金上昇が物価上昇を上回することで消費が増加し、企業の国内投資が堅調なトレンドを維持する好循環を定着させることが重要であり、小規模事業者もまた例外ではない。一方、小規模事業者の経営を巡る環境は、「大幅な賃上げ」「少子高齢化・人口減少」「人手不足」など、急速かつ大規模な変化を遂げつつある。

こうした時代の転換点にあって、事業の拡大を目指す意欲的な事業者はもとより、事業を持続し地域を支え続ける事業者においても、時代の変化に応じて経営力を向上させ、これまで以上に「稼ぐ力」を高めていく必要がある。小規模事業者の「特性、強み」を発揮し、地域課題解決を含め「新たな需要が喚起される分野」に積極的に取り組むとともに、提供する付加価値に適切な価格を設定することにより、小規模事業者にとっても稼ぐ力を高める好機（ビジネスチャンス）となり、経営の自走化や地域経済の成長発展につながる。小規模事業者が減少する中でもその「機能」を育成・維持し、地域経済を成長させ、社会を機能させる適応策を講じていくという考え方は、地方創生の理念とも合致する。

経営資源に乏しい小規模事業者が、事業環境の変化を踏まえながら経営課題に単独で対応していくことは極めて困難であり、支援機関による伴走支援は一層その重要性を増しているが、身近な支援機関である商工会・商工会議所において人員不足や支援ノウハウ・知見の不足が顕在化している

ことから、支援体制の強化（経営指導員等の人件費や商工会館の施設整備費等の事業費の確保、デジタルツールの活用やナレッジ・ノウハウの共有等による支援の質の向上や業務効率化、広域的な支援体制の構築等）を図っていく必要がある。また、地方公共団体が主体となり、支援機関同士が緊密に連携し、地域で総力を挙げて取り組むことが重要である。

頻発化・激甚化する自然災害からの早期の復旧・復興に向け、引き続き、国・都道府県・市町村が一体となった支援も必要となっている。

これらを踏まえ、国が講ずべき重点施策として、「経営力の向上（経営者のリテラシー向上、取引適正化対策等）」「支援機関の体制・連携強化」「多発する大規模災害等への対応」等を掲げるとともに、地域における産業政策の主体としての自走化を目指し「地方公共団体の責務」を掲げている。

特に、支援機関の体制強化が喫緊の課題であり、そのために複数の商工会・商工会議所による広域的な支援体制構築の取組促進が必要であるとの認識の下、それら取組の遂行に当たり、核となる実施責任者として、新たに広域経営指導員の職位を設けた。

（3）広域的な支援体制の構築について

○地域の実情に応じて、支援計画の策定や広域的な支援が効果的な場合は、単独の商工会、商工会議所だけでなく、他の商工会、商工会議所や都道府県連合会、他の支援機関と連携した支援体制を構築することが望ましい。

支援計画の共同策定、共同事業の実施が効果的な場合の例

- 複数の市町村にまたがった産業集積地で、各個では対応しきれない課題が存在する
- 特産品や観光資源をまとめて発信することで、集客力の強化が見込まれる
- ノウハウの相互活用により支援の質の向上が見込まれる

広域的な支援体制における取組例

- 広域経営指導員の設置
- 支援計画の共同策定（複数の商工会、商工会議所、自治体による計画）
- 共同事業を含む支援計画の策定
- 他の支援機関、地方公共団体との情報共有・合意形成（連携協議会や既存協議会の活用）
- 他の支援機関と連携した伴走支援による小規模事業者の経営課題の解決
- 他の支援機関、地方公共団体と連携した地域課題の解決に繋がる事業者支援
- 支援計画の効果検証・見直しの仕組み

○広域的な支援体制の下での活動を通じて、経営支援に係るナレッジ・ノウハウの高度化や共有による指導水準の向上（専門家や専門機関等からの助言や他の商工会、商工会議所の好事例の共有等）など、商工会、商工会議所の支援機能強化につながる。

○地域全体で支援計画を一体的に実施するため、他の地方公共団体及び他の支援機関と連携し、情報共有や意見交換を通じてネットワーク構築に努めることが重要である。

想定される主な連携先

- | | |
|--------------------|--|
| ● 他の地方公共団体（隣接市町村等） | ● 中小企業団体中央会 |
| ● 他の商工会、商工会議所 | ● 地方公共団体の外郭団体（産業振興センターなど） |
| ● 地域の金融機関 | ● 地域課題の解決に取り組むNPO |
| ● よろず支援拠点 | ● 中小企業診断士、弁護士、社労士、公認会計士、税理士、ITコンサルタント等の専門家 |
| ● 下請け駆け込み寺 | ● 地域の大企業・中小企業 |
| ● 地方経済産業局 | ● 漁業組合 |
| ● 事業承継・引継ぎ支援センター | ● 観光協会 |
| ● 商店街振興組合 | ● 等 |
| ● 農業組合 | |
| ● 大学、高等学校などの教育機関 | |
| ● 中小企業基盤整備機構地域本部 | |

○円滑な連携のためには、連携しようとする取組ごとに、連携する商工会・商工会議所、他の支援機関等のそれぞれの役割やリソース、対応可能な業務、得意分野（例えば、金融機関であれば資金繰り改善や新事業展開時の融資など。）を明確化し、役割・責任・業務の分担を予め定め、合意することが重要である。

連携における取組例

- 他の支援機関と共同で経営計画策定や起業・創業、事業承継、販路開拓等のセミナー開催
- 同一の商圈に存在する地域ブランド商品の需要動向調査
- 地域をまたいだ資源（伝産品や特産品等）を活用した商品開発支援
- 他の支援機関や地方公共団体と共同で商談会、展示会、即売会の開催

○例えば、事業者の伴走支援に係る連携を行う場合には、連携窓口・担当者の設定、個別案件の引継ぎ時の業務フローの作成、引継ぎ時に必要な情報等の整理（様式の作成）、事業者から得た情報（事業者の同意を得ることが前提）の取扱い、フィードバック方法など、予め業務遂行のための具体的な事項について他の支援機関との間で合意しておくことが必要である。

※広域的な支援体制の構築例

・範囲例

全県型：都道府県商工会連合会、都市部の商工会議所や商工会議所、商工会議所を構成員とする団体に広域経営指導員を配置

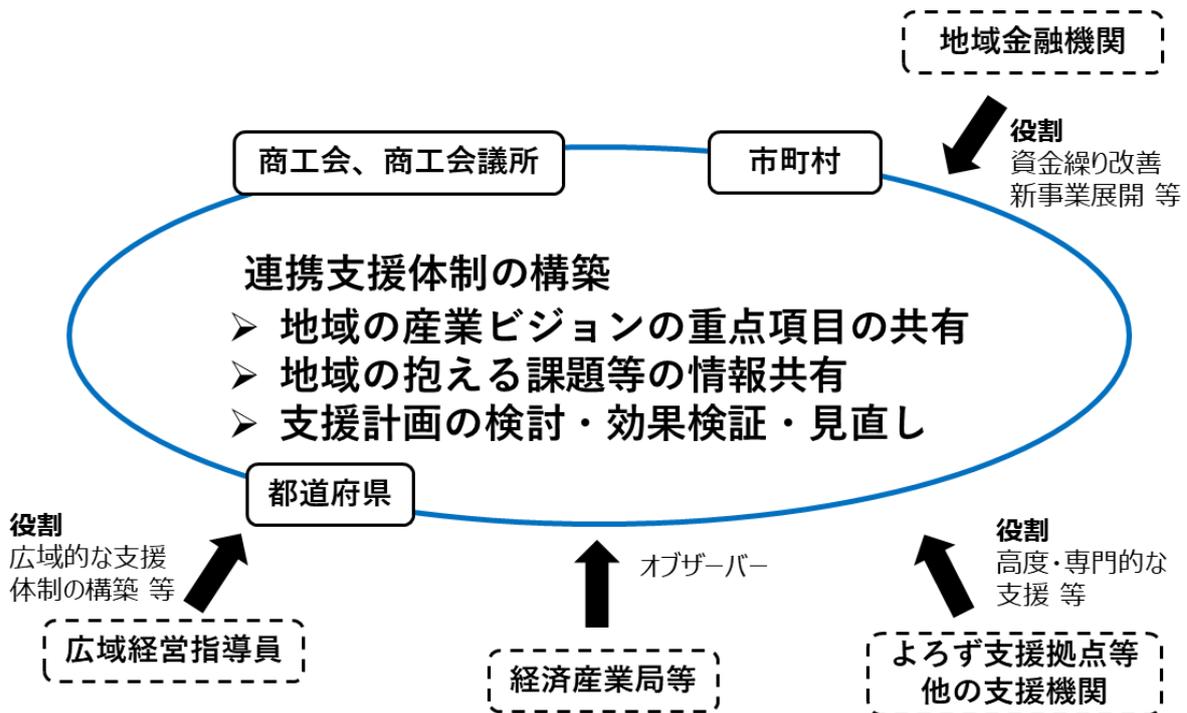
ブロック区分型：都道府県を複数のブロック（地理、歴史、生活圏、商等）に分け各ブロックの拠点となる商工会、商工会議所に広域経営指導員を配置

等のバリエーションが考えられる（この場合、商工会と商工会議所の双方を横断するといった体制の構築といったパターンも想定される。）。

近隣や、商圈をまたぐ等の商工会、商工会議所との連携を始め、より広範囲な連携体制の構築を行い、支援機能強化が図られる。

・実施例

<連携体制イメージ>



地域ごとに課題や支援機関の状況は異なるため、都道府県を複数のブロックに分け、各ブロックで連携協議会を開催することが効果的であると考えられる。

連携協議会での取組例

- 地方公共団体や他の支援機関との連携推進
- 重点支援エリアや業種の共有
- ターゲットごとに対応可能な事項の情報共有
- 他の支援機関の強みを生かした事業設計
 - ・人材不足への対応（リソース最適化）
 - ・ノウハウ・ナレッジ不足への対応
- 他の支援機関による効果検証結果の評価・再構築

これらの取組による支援計画の検討・実行・効果検証・見直しの実施や、各支援機関の役割分担の明確化や他の支援機関との人事交流等を通じて、支援機関同士の連携体制の強化につながる。支援機関同士が相互に協力・補完することで、小規模事業者の高度化する課題や、支援機関の人材不足・ノウハウ不足に対応することが求められる。

※広域経営指導員について

広域経営指導員は、単独の商工会、商工会議所に収まらない支援活動（地域や商圈をまたいだ面的支援、人材不足、ノウハウ・ナレッジの不足）が必要な場合、複数の商工会、商工会議所の策定する支援計画を含む支援計画の策定・管理・実行・効果検証・見直し、他の経営指導員への指導（OJT指導）による支援の質の向上等を行う。広域経営指導員が広い視野で複数の商工会、商工会議所での支援をとりまとめることで、業務効率化や支援機関の機能維持・組織としての支援に係るパフォーマンス向上等を図る。

広域経営指導員が必要となる場合は、以下の3つとしている。

- ①複数単会がそれぞれ単独で作成した複数の支援計画又は事業の経営指導員となる場合
(③複数の単会の経営指導員への指導・助言を実施する場合を含む)
- ②複数単会が共同で作成した支援計画又は事業の経営指導員となる場合

※なお、①・②について、令和7年11月20日（小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年経済産業省令第73号）の施行日）に①・②に該当する支援計画を実施している（支援計画の法定経営指導員として記載されている）場合、経過措置として令和11年3月31日までの期間は変更申請、認定の取り消しについて、当該支援計画に記載されている法定経営指導員が継続して実施することができる。

そのため、計画期間が令和11年4月1日以降に認定の期間がある①・②に該当する支援計画においては、令和11年3月31日までに広域経営指導員を配置する必要がある。

※今後変更の可能性あります。

<小規模企業支援法施行規則第7条第1項、第2項>

第七条 法第七条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することについて経済産業大臣又は経済産業局長の確認を受けた者であることとする。

一 商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成員とする団体の役員又は職員である者

二 直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第四十条各号に規定する科目に係る知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者（次項第一号に掲げる要件に該当する場合を除く。）

三 直近五年以内に国及び地方公共団体の行政事務に係る知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

四 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者

五 次に掲げる者のいずれにも該当しない者

イ 心身の故障により経営指導員の業務を行うことができない者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

2 第七条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して実施する経営発達支援事業において情報の提供及び助言を行う場合又は複数の経営発達支援事業において情報の提供及び助言を行う場合にあつては、前項の要件のほか、

次の各号のいずれかに該当することについて経済産業大臣又は経済産業局長の確認を受けた者（様式第三において「広域経営指導員」という。）であることとする。

- 一 中小企業診断士（中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定による登録を受けた者をいう。）又は直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第四十条各号に規定する科目に係る高度な知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者であって、小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する五年以上の実務の経験若しくは二以上の商工会若しくは商工会議所の地区において小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者
- 二 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する十年以上の実務の経験を有する者
- 三 前二号に掲げる者と同等以上の能力及び経験を有する者

＜小規模企業支援法施行規則附則第2項＞

この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第七条第一項の認定（法第六条第一項又は第八条第一項の変更の認定を含む。）を受けている事業継続力強化支援計画又は経営発達支援計画であって、二以上の商工会又は商工会議所が共同して実施する事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業に係るもの又は一の経営指導員が複数の事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業において情報の提供及び助言を行っている場合における当該事業に係るものに関する法第六条又は第八条の規定による計画の変更の認定又は認定の取消しについては、令和十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

＜小規模企業支援法基本指針第四「技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項」＞

（3）実施体制

オ. 広域経営指導員を設置する場合には、地域の実情に応じて、主として以下の各項目に掲げる業務を行わせるものとする。なお、その業務を行わせるに当たっては、他の商工会若しくは商工会議所における先進的な取組を参考にするとともに、広域経営指導員の業務に関する先進的な取組を他の商工会若しくは商工会議所に積極的に展開すること。

- ①商工会又は商工会議所における経営発達支援計画（二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して策定する同計画又は複数の同計画を含む。）の策定、管理及び実行
- ②①の実施に当たって、必要となる複数の設商工会又は商工会議所、地方公共団体及び他の支援機関との円滑な連携の促進
- ③他の経営指導員に対する効果的かつ適切な指導及び助言

3. 支援計画の目的

○経営者自身が自社の課題を検討・認識し、経営計画・事業計画を策定、事業の実施、効果検証・計画の見直しといったPDCAサイクルを回すこと（経営の自走化）で、事業の拡大や持続的発展、地域経済の成長発展と好循環へつなげることが重要である。

○支援計画では、小規模事業者の経営の自走化が達成できるよう、伴走支援等の取組を通じて小規模事業者の特性や強みを発揮させることが必要である。

主な小規模事業者の強み

- 迅速な意思決定
- 需要動向を踏まえ、少量でも製品・商品・サービスの供給が可能
- 地域とのつながりが強い

○小規模事業者の特性や強みを生かして、新たな需要が期待される分野に積極的に取り組み、提供する付加価値に適切な価格を設定し、「稼ぐ力」を高める支援が求められる。そのためには、経営者の経営リテラシーを向上させることが不可欠である。

主な経営リテラシーの内容

- 経営戦略
- 知的資産・知的財産
- 人材戦略
- デジタルなど経営管理に関する知識
- 価格転嫁

○支援の方向性として、各地域の特性に応じた異なる課題が存在するため、それを踏まえて支援計画を策定する必要がある。

地域の特性・課題の例

特性：市内に大規模な自動車製造工場があり、関連部品の製造業者が多い

課題：自動車製造工場が〇〇年後に撤退予定で、関連部品の製造業者の受注が減少することが想定される

○支援計画の策定に当たっては、地域の総合計画や産業計画、都道府県知事・市町村長の政策方針や所信表明など（以下「産業ビジョン」という。）に示されているその地域における重点的に支援すべき課題や産業ビジョンが網羅的である場合等に、独自の調査・分析を通じて明確化された重点的に支援すべき課題（以下「重要課題」という。）を設定する。

重要課題の例

- 人口減少地域での生活関連サービスの維持
- 創業による事業の担い手確保
- 経営者の高齢化による事業承継ニーズの増加
- 最低賃金引上げや物価高への対応力強化
- 人材不足への対応（省力化・生産性向上）
- 地域経済環境の変化（製造工場の撤退、高齢者需要の増加など）
- 市場環境の変化（SNS広報、AI、キャッシュレス決済の普及など）

○これらの重要課題に対して、地方公共団体や他の支援機関、専門家等との連携を含め、商工会、商工会議所としての支援の方向性を明確化し、支援計画に落とし込むことが必要となる。

4. 支援計画の準備・策定・実行

地域における小規模事業者支援等の方向性の検討

地域の重要課題について、独自の調査等を活用し、地域の経済動向・需要動向、地域の特色、産業構造、社会の安全や日常生活の維持に不可欠な役割を担うエッセンシャルサービス等を把握し、

地方公共団体や他の支援機関、専門家等と連携・協力しながら、支援対象（ターゲット）となる小規模事業者が抱える課題に対して、解決方針を検討・協議する。

調査の種類及び調査の例

【定量調査】

- 経営課題、資金繰り、販路拡大、D X導入状況を把握するアンケート調査
- R E S A Sを活用した産業構造、企業動向、雇用・労働等の調査
- 事業者満足度調査（専門調査会社への委託）
- G I Sを活用した商圈分析（地図情報+売上・顧客データ）
- ビッグデータ分析（P O Sデータや観光動態データで地域消費傾向を分析）

【定性調査】

- 経営指導員による巡回指導時のヒアリング調査
- 業種別・規模別のグループインタビューや座談会
- 小規模事業者と課題抽出・解決策検討を行うワークショップ型調査

地域の特色を構成する主な要素

- 人口動態（高齢化率、若年層の流出・流入）
- 労働力確保状況（人手不足、外国人労働者の割合）
- 雇用形態（正規・非正規比率、季節雇用の有無）
- 消費傾向（地産地消志向、購買力、ネット通販利用率）
- 商圈特性（都市近郊型、観光地型、過疎地域型）
- 競合環境（大型商業施設やE Cの影響度）
- 交通アクセス（高速道路、鉄道、港湾の有無）
- 通信環境（光回線普及率、モバイル通信の安定性）
- D X対応度（キャッシュレス導入率、E Cサイト運営率）
- 観光資源（名所、イベント、文化財）
- 地場産業（地域ブランド認知度、特産品）
- 自然環境（農業・漁業に影響する気候条件）

産業構造を構成する主な要素

- 主要産業・業種構成（製造業、農業、観光業、サービス業など）
- 小規模事業者の比率、家族経営の多さ
- 産業集積の有無（工業団地、商店街、観光地など）

社会の安全や日常生活の維持に不可欠な役割を担うエッセンシャルサービスの例

- 生活必需品の小売
- 給油所
- 医療
- 交通
- 自動車整備
- 介護
- 物流

検討・協議に当たり、地域において、既存の協議会等も活用しつつ、支援計画の策定者である商工会、商工会議所、市町村の他、他の支援機関から最適な支援・協力が期待できる構成員を選出のうえ、地域ぐるみで地域が抱える課題等の情報共有、支援計画の検討を行うことが望ましい。

既存協議会の例

- 地域産業振興協議会
参画：商工会、商工会議所、自治体、金融機関
内容：産業構造の変化に対応し、企業支援や人材育成を実施
- D X推進協議体
参画：I T企業、自治体、金融機関
内容：セミナー開催、補助金情報提供
- 観光地域づくり協議会
参画：商工会、商工会議所、観光協会、自治体
内容：観光戦略やイベント企画の協議
- 人材確保協議体
参画：商工会、商工会議所、ハローワーク、自治体
内容：求人情報共有、合同説明会開催

また、経営発達支援事業は経営改善普及事業の一部であることから、計画内容の精査等については、可能な限り都道府県、市町村に確認を求めること。

計画内容の精査に当たっての留意点

- 地域の産業ビジョンとの整合性
 - ・市町村の産業振興方針と矛盾がないか？
 - ・地域の重点産業や成長分野に沿っているか？
- 実現可能性
 - ・必要な人材・資金・技術の確保が可能か？
 - ・実施スケジュールが現実的か？
- 小規模事業者ニーズとの適合性
 - ・地域小規模事業者の課題（販路、資金、D X、人材）を反映しているか？
 - ・アンケートやヒアリング結果と整合しているか？
- 財務・資金調達の妥当性
 - ・補助金・助成金・融資制度の活用可能性
 - ・コスト対効果の評価
- 持続性・地域経済への波及効果
 - ・計画が一過性でなく、地域産業の持続的成長に寄与するか？
 - ・雇用創出や地域ブランド強化への影響
- リスク管理
 - ・外部環境変化（人口減少、災害、景気変動）への対応策
 - ・計画失敗時の代替案

計画の策定に当たり、具体的な取組の企画・実行や、課題・目標の設定、達成に向けた進捗管理、効果検証等を行う責任者として、法定経営指導員を選定し、前項の検討結果に基づき、具体的な事業を検討する。実施事業の決定に当たっては、地域の重要課題において、エリア・業種等に優先順位をつけ、特定の事業に特化して重点的に実施する手法等も検討すること。

実施事業の決定に当たっての検討例

- 重要課題：伝統工芸の継承

実施事業：事業承継支援
 重点支援対象：伝統工芸業
 ● 重要課題：駅前エリアの賑わい創出
 実施事業：起業・創業支援
 重点支援対象：駅前エリアへの出展者（特に、飲食業・小売業・サービス業等）

経済圏や地理的条件が複数の市町村にまたがって存在する場合や、複数の商工会又は商工会議所が共同で支援を行うことで、より効果的な支援が可能となる場合は、広域経営指導員を活用しつつ、共同での支援計画策定や共同事業の実施を検討し、より効率的な支援（経営支援に関する人的・財源リソースの最適化等）が実施できるよう広域的な支援体制の構築を行うこと。

支援計画の共同策定、共同事業の実施が効果的な場合の例

- 複数の市町村にまたがった産業集積地で、各個では対応しきれない課題が存在する
- 特産品や観光資源をまとめて発信することで、集客力の強化が見込まれる
- ノウハウの相互活用により支援の質の向上が見込まれる

目標の設定

重要課題を解決するための小規模事業者支援をすることによる地域経済の活性化への裨益、区内の小規模事業者の長期的な振興を意識し、経営資源・地域資源の活用や地域課題の解決等により新たに喚起・獲得し得る需要規模を見据えつつ、重点的に経営発達支援を行うべき業種やエリア、小規模事業者を具体的に想定した目標（K P I、K G I※）を設定する必要がある。

※K P I（Key Performance Indicator）
 ＝「最終的な目標（K G I）を達成するための中間目標となる数値指標」
 K G I（Key Goal Indicator）
 ＝「重要目標達成指標」（最終的に目指す数値目標）

以下、目標の例
 ※あくまで例であるため、必ずしも以下の指標を使用しなくてもよい。実施体制や重要課題を踏まえた指標を設定すること。なお、伴走型補助金や実施状況報告と指標を合わせることも検討すること。

実施状況報告（例年7月頃提出）での目標（K G I、K P I）

項目	K G I	K P I
経営状況の把握	○年連続売上高増加額／増加率○○% 等	売上高増加額／増加率
	○年連続売上総利益増加額／増加率○○% 等	売上総利益増加額／増加率

※伴走支援を実施した小規模事業者の平均増加額／増加率でも可

その他目標（K G I、K P I）の例

項目	K G I	K P I
地域経済の活性化への裨益	粗付加価値額（売上-仕入・外注）の増加額／増加率	E C 出店・D X 導入支援社数（P O S 導入、在庫管理、会計D X 等）
	域内仕入・域内発注額の増加（域内循環率）	域内連携案件（共同仕入・共同配送）の創出件数
地区内の小規模事業者の長期的な振興	小規模事業者の5年生存率／10年生存率の改善	経営計画策定率（事業者数）
	事業承継完了率（親族内・第三者）	承継診断実施件数／承継計画策定件数
	金融健全性指標（自己資本比率、流動比率）の改善	データ活用（会計・販売データ）研修受講者数
経営資源・地域資源の活用	地域資源活用商品の売上高／粗利額の増加	地域資源棚卸し完了率（資源D B 整備、件数）
	知的財産（商標・意匠）取得件数／ブランド認知度上昇	ブランドガイドライン策定・遵守率
地域課題の解決	商店街空き店舗率の低下／稼働店舗数の増加	空き店舗マッチング件数／成約率
	観光客回遊性K P I（滞在時間・立寄り数）の改善	観光D X（多言語・予約・決済）導入社数
新たな需要創出・需要開拓	新市場売上（新チャネル・新製品・新地域）の増加額	市場調査・顧客アンケート実施件数／有効回答数
	輸出額・輸出先数の増加（製造・食品等）	越境E C 出店数／海外プロモーション実施回数

※地域の実情に応じた目標を設定すること

K P I・K G Iの設定に当たっては、伴走型補助金や実施状況報告の項目と整合性を図り、具体的な管理・運用方法（課題の再設定や事業の見直し等の実施）を想定しながら、過不足のない情報収集に努めること。

また、現状の支援体制等を踏まえた、実施可能な計画策定や目標の設定が必要となる。計画の実行に当たっては、法定経営指導員又は広域経営指導員以外の経営指導員や他の支援機関の関係者等の計画内容の理解等を深め、地域の支援機関が一体となって取り組むことが重要である。

各種補助制度等の活用

支援計画の実施に当たり、国や地方公共団体で実施している各種制度の活用も検討すること。

①小規模事業者経営改善資金（マル経融資）：日本政策金融公庫

対 象 者	商工会、商工会議所又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者（商工業者に限る。）であって、商工会、商工会議所等の長の推薦を受けた者
貸付限度額	2,000万円
貸付金利	1,90%（令和7年8月1日時点）

貸付期間	10年以内
担保等	無担保・無保証人
経営指導	商工会等の経営指導を受ける

②伴走型小規模事業者支援推進事業（伴走型補助金）：中小企業庁

対象者	商工会、商工会議所
補助目的	「経営発達支援計画」「事業継続力強化支援計画」の実行経費を補助
補助上限額	経営発達支援事業：700万円、事業継続力強化支援事業：200万円 ※広域連携支援に資する取組に限り、 補助上限額＝上記の補助上限額×共同で事業に取り組む商工会等の数
補助率	定額（10分の10）
補助対象経費	小規模事業者支援法に規定する「経営発達支援計画」「事業継続力強化支援計画」に基づき、商工会等が実施する小規模事業者の販路開拓や事業計画の策定、BCP計画の策定支援、広域的な支援体制の構築等に要する経費

③地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（自治体連携型補助金）：中小企業庁

対象者	都道府県、市町村
補助目的	小規模事業者の経営の改善発達や発災時における迅速な復旧支援を通じた、地域経済の発展、各地域の経済発展に伴う日本全体の経済発展へと寄与すること
補助上限額	都道府県：5,000万円（広域的な支援を行う場合は1億円） 市町村：1,000万円
補助率	1/2（小規模事業者雇用依存度が低い都道府県は1/3）
補助対象経費	経営発達支援計画・事業継続力強化支援計画の策定支援、実施事業等に関する経費

④小規模事業者持続化補助金：中小企業庁

対象者	小規模事業者
補助目的	小規模事業者の販路拡大
補助上限額	50～250万円
補助率	2/3（賃金引上げ枠において、赤字事業者3/4）
補助対象経費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、新商品開発費、委託・外注費など

⑤小規模事業者対策推進等事業（制度改正等の課題解決環境整備事業）：中小企業庁

対象者	商工会、商工会議所
補助目的	小規模事業者が直面する諸課題に円滑に対応できるよう、全国団体を通じ商工会、商工会議所が行う制度・周知広報や窓口相談・巡回指導、セミナー開催等に対応する人員を派遣する取組を支援。
補助率	定額
補助対象経費	専門家謝金、人件費、補助員費、広報費など

⑥事業環境変化対応型支援事業（うち経営相談体制強化事業）：中小企業庁

対 象 者	商工会、商工会議所等中小企業支援団体
補 助 目 的	外部環境の変化に伴う経営課題に対応するため、商工会、商工会議所等の支援機関が実施する専門家派遣や指導員向けの講習等への支援を通して、相談体制強化を図ること。
補 助 率	定額
補助対象経費	専門家謝金、人件費、補助員費、広報費など

⑦ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（製品・サービス高付加価値化枠）

対 象 者	中小企業、小規模企業・小規模事業者及び再生事業者※3
補 助 目 的	革新的な新製品・新サービス開発の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援
補 助 上 限 額	750～4,000万円（従業員数に応じて）
補 助 率	中小企業 1/2、小規模企業・小規模事業者及び再生事業者等 2/3
補助対象経費	機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費等

⑧事業承継・M&A 補助金（事業承継促進枠）

対 象 者	中小企業、小規模事業者
補 助 目 的	5年以内に事業承継を予定している場合の設備 投資等に係る費用を補助。
補 助 上 限 額	800～1,000万円※ ※一定の賃上げを実施する 場合、補助上限を1,000万円に引き上げ
補 助 率	中小企業 1/2、小規模事業者 2/3
補助対象経費	設備費、産業財産権等 関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費等

⑨IT 導入補助金（通常枠）

対 象 者	中小企業、小規模事業者
補 助 目 的	労働生産性の向上に資する IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入費用を支援
補 助 上 限 額	5～450万円（IT ツールの業務プロセスに応じて）
補 助 率	1/2～4/5
補助対象経費	ソフトウェア購入費及び当該ソフトウェアに関連するオプション・役務の費用等

⑩地域の人事部支援事業（法制度連携枠）

対 象 者	経営発達支援計画において、人材確保等の取組を記載し、国の認定を受けている商工会、商工会議所等
補 助 目 的	地域経済を牽引する中堅・中小企業の自律的な成長を後押しし、地域における良質な雇用の拡大や認知度向上を図るため、民間事業者等が地域企業群や

	関係機関（自治体・経営支援機関・教育機関等）と連携し、地域が一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援
補助上限額	補助対象事業1件につき、1,000万円
補助率	1/2等
補助対象経費	人件費、事業費、委託・外注費 ※詳細は公募要領等を参照

5. 支援計画の効果検証・評価・見直し

支援計画を管理するに当たり、適切な効果検証が必要となるため、支援計画に基づき支援した個々の小規模事業者の成果を分析・評価するとともに、地域の小規模事業者に向けて各種調査を行い、目標の達成状況の把握と新たな地域課題の発見に努めること。

伴走支援対象企業に対し取得することが必須な指標

（実施状況報告にて報告する財務指標）

- 売上高
- 売上総利益
- 従業員数

※経年で収集し、推移や変化を分析。

経営計画等を策定するにあたって財務指標は重要な指標となる

個々の小規模事業者の成果の分析の例

- 決算書等を用いた財務状況分析
- 時系列トレンド分析（季節調整・移動平均）
- 生産性・財務健全性分析
- 転換率分析（支援プロセスの実行度把握）
- SWOT分析のような非財務分析
- ケーススタディ+貢献分析（定性補完）

地域の小規模事業者に向けた調査の例

- アンケート調査（定点観測）
- ヒアリング調査（現場の声を把握）
- エスノグラフィ（現場観察）
- 商店街単位でのグループインタビュー

また、収集したデータはエリア、業種、産業ごとに集計・分析を行い、事業者の声や事業者層ごとに違いを把握し、実施事業の効果を総合的に評価することで、実施事業の変更や事業の優先順位の再設定を行う。

収集したデータの集計・分析の例

- クロス集計・ピボット
- コホート生存分析（カプラン・マイヤー法）
- 差分分析（前年同月比）
- ハザード分析（廃業リスクの把握・解消）
- クラスタ分析
- テキストマイニング（頻度・共起）
- 因子分析／主成分分析
- テーマコーディング（業種別のカテゴリ化）

連携協議会等を活用した地域の支援機関との意見交換や、評価委員会（評価結果の内容が次年度の事業へ反映できる時期に開催）を活用するなど、支援事業について、効果検証の結果に基づく評価を実施し、支援計画の見直しを行う。

目標の達成状況に応じた、課題の再設定や事業の見直しに当たっての留意点

- KGIとKPIの整合性を確認
KPIはKGI達成の中間指標であるため、KGIの進捗との乖離の有無を確認

- 因果関係の検証
K P I の達成と K G I の達成に向けた寄与度をデータで確認
- 外部要因の影響を考慮
景気変動、災害、制度改正など、外的要因の影響であれば、K P I 変更は避ける

支援計画の見直しが必要となる例

- K P I ・ K G I で設定した指標が目標値を下回った場合
※事前に見直しが必要となるライン（50%を下回ったら見直し等）を設定
- 賃上げ、インボイス、D X 推進等の外部環境変化に対応できていない場合
- 重点的に支援を実施すべき地域の課題と乖離がある場合
※アンケート調査やヒアリング内容を支援計画に反映
- 総事業費に見合った成果が出ていない等、費用対効果が見合っていない場合
- 地域活性化や小規模事業者の維持・発展への効果が小さい

6. 支援計画の手続（認定申請、変更申請等）

（1）支援計画の認定申請手続の流れ

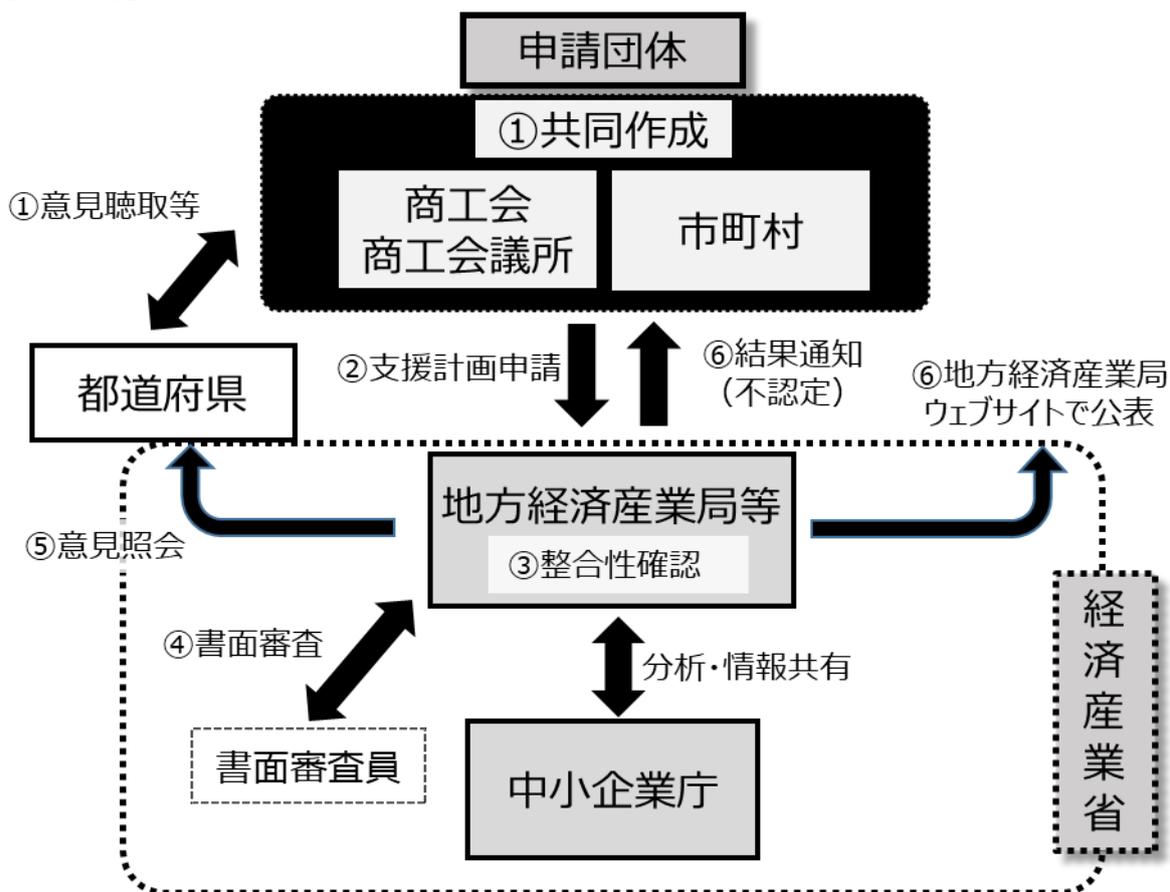
計画の認定を受けようとする商工会又は商工会議所及び関係市町村は、小規模事業者支援法第7条第1項の規定に基づき、支援計画を作成した商工会又は商工会議所の主たる事務所の所在地を管轄する地方経済産業局長宛の認定申請書を提出する（小規模事業者支援法施行令第3条により経済産業大臣から地方経済産業局長に委任）。新規認定及び変更認定の申請方法がGビズフォームでの電子申請に移行したことに伴い、認定申請書及び変更申請書はGビズフォームから自動出力されたものを使用するため、作成は不要である。電子申請の方法については、別に定める「電子申請マニュアル」を参照すること。

具体的な手続の流れは以下のとおりである。支援計画の提出前に、管轄の経済産業局や都道府県に事前の確認を求めることが望ましい。

なお、計画作成にあたっては、小規模事業者支援法、同法施行規則の関係条文及び基本指針を確認すること。

- ①商工会又は商工会議所と関係市町村で協議、また、都道府県との意見聴取や事前の調整により、支援計画を作成。
- ②商工会又は商工会議所において総会又は議員総会等における議決など必要な手続を経た上で、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局（沖縄県は沖縄総合事務局）に提出。
- ③申請された計画について、経済産業局等において様式や法令との整合性等を確認。
- ④申請された計画について、経済産業局等から都道府県に対して意見照会を実施。
- ⑤申請された計画について、当該申請者と利害関係のない中小企業診断士が書面審査を実施。
- ⑥申請された計画について都道府県意見及び書面審査を総合した結果に基づき、経済産業局が認定又は不認定を決定し、認定した一覧を各経済産業局ウェブサイトで公表（不認定の場合は、当該申請者に対し、経済産業局長名で不認定の通知を行う）するとともに、中小企業庁が各経済産業局の認定情報をとりまとめてウェブサイトに掲載。

■認定申請手続の流れ（イメージ）



※提出先

事由	提出先
経営発達支援計画を作成した商工会、又は商工会議所の主たる事務所の所在地が単独の経済産業局の管轄区域にとどまるとき	主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局
複数の商工会又は商工会議所が経営発達支援計画を作成した場合に、これらの主たる事務所の所在地が複数の経済産業局の管轄区域にわたるとき	中小企業庁

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第381号）

第三条 法第七条第一項及び同条第六項から第八項まで（法第八条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第八条第一項及び第二項並びに第十一条第二項の規定による経済産業大臣の権限は、法第七条第一項に規定するんで経済産業局長に委任する。ただし、同条第二項の規定により二以上の商工会又は商工会議所が同条第一項に規定する経営発達支援計画を作成した場合であって、これらの主たる事務所の所在地が二以上の経済産業局の管轄区域にわたるときは、この限りでない

(2) 計画の認定申請手続に必要な書類

計画の認定申請手続に必要な書類は下記の表1、2のとおりである。

提出方式は、原則Gビズフォームでの電子申請とし、提出書類についてはPDFファイルとする。

この方法で提出することが難しい場合は、管轄の経済産業局に相談いただきたい。

【表1：提出する資料】

★認定申請書（様式第3）は提出不要。認定申請書の内容をGビズフォームに直接入力する。

書類名	注意事項	提出様式(※1)
①計画の概要 + 別表1～4	認定時の公表用。計画の概要は、原則1ページで収まる分量とする。	PDF (※2)
②申請商工会又は商工会議所の ・事業報告書 ・貸借対照表 ・収支決算書 ・事業計画書	いずれも直近のもの。	PDF
③申請する支援計画について議決をした商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し	当該申請を行うことについて意思決定されたことがわかるもの。該当部分を抜粋した抄本を提出する場合は、会議名、日時、議事録の抄本であることを証明する記名が必要。(※3)(※4)	
④経営指導員の要件確認書類	P20【表2】の確認書類一覧表を参照。	PDF

※1 提出書類については押印不要とする。押印書類についても、原本提出は原則不要とする。

※2 スキャンデータではなく、Wordファイル等から直接PDFファイルへ変換すること。

※3 支援計画の内容及び経済産業局長宛又は経済産業大臣宛に申請すること等が意思決定されたことを明記すること。

※4 総会又は議員総会その他これに準ずるものに該当する会議については、十分な議論が可能であれば、書面開催やオンラインでの開催も可能とする。

・ファイルは原則下記の4点に分けるとともに、必ず『申請者名』と『書類名』を表記すること。
なお、共同申請の場合は、代表となる商工会又は商工会議所名とすること。

※各ファイル名は下記のとおりとし、それぞれ1つのPDFにまとめて添付してください。

- 【〇〇商工会（商工会議所）】概要+別表
- 【〇〇商工会（商工会議所）】団体関係書類
- 【〇〇商工会（商工会議所）】意思決定書類
- 【〇〇商工会（商工会議所）】指導員要件

【表2：経営指導員の要件確認書類】

経営指導員について <<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/shidouin.html>>

経営指導員要領 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/shidouin_download/shidouin_youryo.pdf>

○法定経営指導員

▶ 単独の商工会又は商工会議所において、支援計画を策定する場合

区分	必要書類	
共通	経営指導員要件を満たすことの申告書（経営指導員要領様式第1）	
在籍確認	在職証明、契約書、委任状いずれか1通の写し	
実務経験 確認 (※2)	以下のいずれかを添付 ・組織における実務従事期間を証明する書類 又は ・法定事業計画の作成支援を証明する書類 又は ・中小企業診断士登録証の両面の写し	
受講確認 (※3)	<u>中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第四十条各号に規定する科目に係る知識に関する講習（施行規則第7条第1項第2号の規定講習）</u> の修了証の写し	
	<u>国及び地方公共団体の行政事務に係る知識に関する講習（施行規則第7条第1項第3号の規定講習）</u> の修了証の写し	

※1

- ※1 提出書類については押印不要とする。押印書類についても、原本提出は原則不要とする。
- ※2 新規認定における同回認定で同一人を複数の申請計画に記名する場合は、いずれか1計画に全ての書面を添付していれば、ほかの計画は経営指導員要件を満たすことの申告書（経営指導員要領様式第1）の添付のみで構わない。
添付書面を省略する場合は、経営指導員要件を満たすことの申告書（様式第1（第6条関係））に下図（※1参考資料）のように記載すること。
- ※3 修了証が添付できない場合は、様式第1の別紙として「中小企業庁が行った法定講習（eラーニング）を令和〇年〇月〇日に受講し修了した」旨の書類（任意様式）を添付する。
- ※4 広域経営指導員については、単に要件に該当することのみをもって、当て職等の名目的・形式的な配置とならないよう、実質的に職務を遂行する者を配置するよう留意すること（配置に当たって、候補者が実質的に職務を遂行する者として適切な者であるか商工会、商工会議所で面談を行うなどといった対応も考えられる。）。また、広域経営指導員の要件としては下記のとおりとする。

○小規模事業者支援法施行規則第7条2項各号

2 法第七条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して実施する経営発達支援事業において情報の提供及び助言を行う場合又は複数の経営発達支援事業において情報の提供及び助言を行う場合にあつては、前項の要件のほか、次の各号のいずれかに該当することについて経済産業大臣又は経済産業局長の確認を受けた者（様式第三において「広域経営指導員」という。）であることとする。

- 一 中小企業診断士（中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定による登録を受けた者をいう。）又は直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第四十条各号に規定する科目に係る高度な知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者であつて、小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する五年以上の実務の経験若しくは二以上の商工会若しくは商工会議所の地区において小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者
- 二 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する十年以上の実務の経験を有する者

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力及び経験を有する者

(注：補足) 本第1号については、①(能力要件)「中小企業診断士」又は「高度な知識に関する講習を修了した者」、かつ、②(経験要件)「小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する五年以上の実務の経験」又は「二以上の商工会若しくは商工会議所の地区において小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者」と、①かつ②を満たす者と解釈される点に留意のこと。

(※1 参考資料)

様式第1 (第6条関係)
経営指導員要件を満たすことの申告書
年 月 日
氏 名
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成5年通商産業省令第44号）第7条第1項第5号のいずれにも該当しないことを宣誓し、以下のとおり申告します。
なお、 <u>2. 商工団体の役員又は職員要件、3. 指定講習の受講要件、4. 実務経験の確認書面については〇〇商工会及び〇〇市の経営発達支援計画に係る認定申請書に添付しています。</u>

(3) 計画の変更申請手続の流れ

認定を受けた計画を変更しようとするとき又は変更の事実が生じたときは、小規模事業者支援法第8条第1項に基づく変更申請手続が必要となる。

変更申請書の様式は、小規模事業者支援法施行規則に「様式第4」として定めており、中小企業庁ウェブサイトで公開している。<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/nintei.html>

変更の事実が生じたときから、遅くとも3か月以内には、小規模事業者支援法施行規則第8条に定める手続をもって変更申請を行うこと。変更申請を要するにも関わらず、変更申請が遅滞していると認められる場合には、認定要件に適合しなくなった（経営指導員の欠員等）又は計画に従って経営発達支援事業が実施されていないと判断して取消処分を行うことがある。

変更申請手続の具体的な流れは以下のとおりである。

- ①商工会又は商工会議所と関係市町村で協議し、変更申請に関する計画を作成。
- ②商工会又は商工会議所において総会又は議員総会等における議決など必要な手続を経た上で、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局（沖縄県は沖縄総合事務局）に提出。
- ③変更申請された計画について、経済産業局等において様式や法令との整合性等を確認。
- ④変更申請された計画について、経済産業局から都道府県に対して意見照会を実施。
- ⑤変更申請された計画について、当該申請者と利害関係のない中小企業診断士が書面審査を実施。
- ⑥変更申請された計画について都道府県意見及び書面審査を総合した結果に基づき、変更認定又は不認定を決定し、認定した一覧を各経済産業局ウェブサイトで公表（不認定の場合は、当該申請者に対し、経済産業局長名で不認定の通知を行う）するとともに、変更認定計画及び変更認定計画に記載された法定経営指導員の氏名を中小企業庁ウェブサイトで公表。

なお、軽微な変更の場合には、④～⑥を省略し、経済産業局内での事務的な審査手続をもって認定又は不認定とすることがある。軽微な変更とは、以下に掲げる変更をいう。

- ・申請主体（商工会又は商工会議所、関係市町村）の名称、住所、代表者氏名の変更

※上記変更に関して、計画（別表1～4）に記載がない場合は変更申請手続きの必要なし

- ・合併等に伴い権利義務を承継した商工会又は商工会議所、関係市町村への申請主体の変更
- ・計画別表4に記載された連携者の名称、住所、代表者氏名の変更
- ・計画別表4に記載された連携者の削除
- ・申請主体に対して情報の提供及び助言を行う経営指導員の変更（増員・減員含む）
- ・計画の効力消滅を目的とした計画期間の短縮
- ・その他、軽微なものであり、書類の省略が可能であると各経済産業局長又は経済産業大臣が認めたもの。

（４）計画を廃止する場合の手続

小規模事業者支援法には、計画廃止に関する届出規定等がないため、変更申請を行うことによって、認定の効力を消滅させる。

具体的には、認定を受けた計画の実施期間について、その終期を申請日以降の任意の日付として、当該日をもって計画が終了（認定の効力が消滅）するという形をとる。

変更申請の手続の流れについては（３）に記載したとおりである。

（５）計画の変更申請手続に必要な書類

計画の変更事由に応じた申請手続に必要な書類は下記の表３のとおりである。

【表３：変更申請時に提出する資料】

★変更申請書（様式第４）は提出不要。変更申請書の内容をGビズフォームに直接入力する。

書類名	注意事項	提出様式(※1)
①計画の概要 + 別表1～4	認定時の公表用。計画の概要は、原則1ページで収まる分量とする。	PDF (※2)
②当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書並びに事業計画書	軽微な変更の場合は提出不要。	
③当該変更について商工会若しくは商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議決を経たことを証する書類	当該変更申請を行うことについて意思決定されたことがわかるもの。該当部分を抜粋した抄本を提出する場合は、会議名、日時、議事録の抄本であることを証明する記名が必要。(※3)(※4)(※5) ※趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合は、当該意思決定を行ったことがわかる書類の提出でも可能。	PDF
④計画の実施状況を記載した書類	任意様式。認定を受けた計画の項目ごとに、これまでの実施状況（現状未実施の場合は当面の実施予定）を簡潔にまとめること。 <u>趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合は提出不要とすることができる。</u>	PDF
⑤経営指導員の要件確認書類	<u>経営指導員を変更する場合に添付。</u> P.20表2の確認書類一覧表を参照。	

- ※1 提出書類については押印不要とする。押印書類についても、原本提出は原則不要とする。
- ※2 スキャンデータではなく、Wordファイル等から直接PDFファイルへ変換すること。
- ※3 支援計画の変更内容及び経済産業局長宛に申請すること等が意思決定されたことを明記すること。
- ※4 下記の「書類簡素化対象」の場合、商工会又は商工会議所の総会又は議員総会の下位の会議体の決議（書面審議含む）に係る書類や単会の定款等で当該決議に係る内容を代決で行うことが規定されている場合（事務局長、専務理事決裁等）に当該意思決定が行われたことが分かる書類の提出でも可能とする。なおその場合は、決裁書類に何に基づき代決を行っているか明記すること。
- ※5 総会又は議員総会その他これに準ずるものに該当する会議については、十分な議論が可能であれば、書面開催やオンラインでの開催も可能とする。
なお、各変更事由における必要な書類については、下記の表4のとおりである。

【表4：必要書類】

		変更事由	必要書類
軽微な変更	書類簡素化対象外	計画の効力消滅を目的とした計画期間の短縮	①③④
		合併等に伴い権利義務を承継した商工会又は商工会議所、関係市町村への申請主体の変更	①③④
	書類簡素化対象	申請主体（商工会又は商工会議所、関係市町村）の名称、住所、代表者氏名、連絡先の変更 ※上記変更に関して、計画（別表1～4）に記載がない場合は変更申請手続きの必要なし	①③
		計画別表4に記載された連携者の名称、住所、代表者氏名、連絡先の変更	①③
		申請主体に対して情報の提供及び助言を行う経営指導員の変更（増員・減員含む）	①③⑤
		その他、変更内容が軽微なものであり、書類の省略が可能であると各経済産業局長が認めたもの	③⑤ 必要な書類

- ・ファイルの名称は、下記のとおり必ず『申請者名』『書類名（変更）』を表記すること。
なお、共同申請の場合は、代表となる商工会又は商工会議所名とすること。
- ・合併等により、支援計画が重複する場合は、既存の支援計画の変更申請（期間短縮）を行い、既存の支援計画の廃止を行ってください。

※各ファイル名は下記のとおりとし、それぞれ1つのPDFにまとめて添付してください。

- 【〇〇商工会（商工会議所）】概要+別表（変更）
- 【〇〇商工会（商工会議所）】団体関係書類（変更）
- 【〇〇商工会（商工会議所）】意思決定書類（変更）
- 【〇〇商工会（商工会議所）】計画の実施状況（変更）
- 【〇〇商工会（商工会議所）】指導員要件（変更）

※軽微な変更で、書類簡素化対象の変更事由に該当した場合であっても、例えば、代表者氏名や経営指導員の変更があった場合、実質的に計画の趣旨の変更を伴う内容の変更が生じていないかどうか改めて確認いただき、そのような変更があった際には、通常の変更申請手続に従い、必要な書類をご準備ください。

7. 申請書の提出先、認定先及び問合せ先

申請書の提出先、認定先及び問合せ先は、商工会又は商工会議所の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局等とする。申請にあたっては、受付開始前に管轄する経済産業局へ相談いただきたい。

機関名称	住所	電話番号	管轄 都道府県
北海道経済産業局 経営支援課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-756-6718	北海道
東北経済産業局 経営支援課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	022-221-4806	青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島
関東経済産業局 経営支援課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0428	茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 新潟, 山梨, 長野, 静岡
中部経済産業局 中小企業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748	富山, 石川, 岐阜, 愛知, 三重
近畿経済産業局 中小企業課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6023	福井, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山
中国経済産業局 経営支援課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5658	鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口
四国経済産業局 中小企業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館	087-811-8529	徳島, 香川, 愛媛, 高知
九州経済産業局 中小企業課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5449	福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島
内閣府 沖縄総合事務局 中小企業課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1755	沖縄
中小企業庁 小規模企業振興課	〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-2036	—

8. 支援計画の記載項目と審査観点

(1) 記載項目

【必須】①地域の経済動向調査に関すること

※基本指針第四. 1. (3) との整合性を確認する項目。

「小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の需要動向、各種調査を活用した地域の経済動向や経営資源・地域資源の活用や地域課題の解決等により新たに喚起・獲得し得る需要に関する情報の収集、整理、分析及び提供」

【必須】②需要動向調査に関すること

※基本指針第四. 1. (3) との整合性を確認する項目

「小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の需要動向、各種調査を活用した地域の経済動向や経営資源・地域資源の活用や地域課題の解決等により新たに喚起・獲得し得る需要に関する情報の収集、整理、分析及び提供」

【必須】③経営状況の分析に関すること

※基本指針第四. 1. (1) との整合性を確認する項目。

「小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の内容、保有する技術又はノウハウ、従業員又は財産等の経営資源の内容、財務の内容その他の経営状況の分析」

【必須】④事業計画策定支援に関すること

※基本指針第四. 1. (2) との整合性を確認する項目。

「経営状況の分析結果に基づき、需要を見据えた事業計画を策定及び見直しをするための指導・助言、当該事業計画に従って行う事業の実効性向上に必要な指導及び助言」

【必須】⑤事業計画策定後の実施支援に関すること

※基本指針第四. 1. (2) 及び第四. 2. (3) ウ. との整合性を確認する項目

「経営状況の分析結果に基づき、需要を見据えた事業計画を策定及び見直しをするための指導・助言、当該事業計画に従って行う事業の実効性向上に必要な指導及び助言」

「小規模事業者に対して支援を行うに当たっては、その支援に係る拠点機能を強化しつつ、その経営の自走化を目指し、事業計画の策定、進捗の確認、効果検証、継続的な経営に係る指導及び助言を実施する仕組みを構築すること。」

【必須】⑥新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

※基本指針第四. 1. (4) との整合性を確認する項目

「小規模事業者が事業計画に従って行う需要の開拓に寄与することを目的としたSNSやプレスリリース等の広報手法、商談会や展示会等を用いたブランド形成・マーケティング、需要の開拓、電子商取引等の活用手法の教授。」

【必須】⑦事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

※基本指針第四. 2. (3) ウ. との整合性を確認する項目。計画に記載した全ての項目（事業）について評価対象とすること。

「小規模事業者に対して支援を行うに当たっては、その支援に係る拠点機能を強化しつつ、その経営の自走化を目指し、事業計画の策定、進捗の確認、効果検証、継続的な経営に係る指導及び助言を実施する仕組みを構築すること。」

【必須】⑧経営指導員等の資質向上等に関すること

※基本指針第四. 2. (3) ク. を踏まえて講習等を実施すること。

「経営指導員等（法第七条第五項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する商工会及び商工会議所の職員をいう。）の資質向上（デジタルツールの活用、ブランディング戦略、SNS活用などの広報戦略、知的財産の保護、起業・創業、事業承継等）に係る体制整備や自発的な知識習得の促進、有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図ること。」

上記の必須記載項目①～⑧の他、次に掲げる⑨、⑩は計画認定審査上の必須記載事項ではないが、計画事業として記載することは妨げない。記載する場合は、計画全体と基本指針との全体整合性を損なわないように留意すること。

【任意】⑨他の支援機関との役割分担と連携強化による効果的な小規模事業者支援に関すること

※基本指針第四. 2. (4) ア. イ. ウ. を踏まえて情報交換を実施すること。

「経営発達支援計画を地域全体で一体的に実施するため、地方公共団体に加え、他の商工会又は商工会議所、地域の金融機関、他の支援機関、公益法人、NPO及び専門家、さらには地域の大企業や中小企業等と連携し、支援ノウハウ等に関して情報共有及び意見交換を行うことを通じてネットワーク構築に努めること。」

「連携する者それぞれの役割を明確にし、最も効果的に小規模事業者の支援を行うことができるようにするものとする。」

「小規模事業者が他社と連携して実施する、営業協力や共同調達、持ち株会社化による事務集約や戦略立案の高度化といった生産性向上に資する取組について、必要に応じて複数の商工会又は商工会議所が連携して取り組むこと。」

【任意】⑩地域経済の活性化に資する取組に関すること

小規模事業者の経営発達に寄与させることを目的として、その存立基盤である地域経済の活性化を図ること。

※基本指針第五. 1. 2. を踏まえて取組を実施すること。

「小規模事業者の経営活動は地域の経済環境と密接な関連を有しており、地域経済の活性化に係る取組（地域のブランド化、地域住民の利便性向上、地域課題の解決等に係る取組）は新たな需要の喚起・獲得の機会ともなり得ることから、小規模事業者の経営の改善発達はこのような取組と一体となって、あるいは協調して図っていくこと。」

「経営改善普及事業を実施するに当たっては、商工会又は商工会議所が地区内の商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業及び関係市町村が講じる事業と有機的連携を図りつつ実施すること。」

なお、小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）に記載された「知的財産」、「起業・創業」、「事業承継」、「人手不足対策」、「人材の育成・確保」、「地域経済の活性化」、「地域の生活・コミュニティの活性化」、「広域的な支援体制の構築」等に関連する取組みについても①～⑩に記載可能。

（２）審査観点

商工会、商工会議所及び関係市町村（以下、申請主体という。）は、管轄地域の実情を踏まえたうえで、申請主体が実行すべきと考える経営発達支援事業等を計画に記載すること。認定審査においては、以下の観点を踏まえ審査する。

- ① 地域の重要課題に対応するため、調査等により地域における現状の把握、現状を踏まえた重要課題の再設定、重要課題解決のための実施事業、その効果検証、見直しができる仕組みを構築していること。
- ② 年度ごとにKPI、KGIの設定を目標達成に向けた方針とともに適切に行うこと。（定性評価だけでなく定量評価も必要）
- ③ 支援計画に基づき支援を行った小規模事業者が経営計画等を自身で策定、実行、効果検証、計画の見直しが自立的にできるようになるために必要な支援策が挙げられていること。さらに高度な経営リテラシーの獲得のために必要な支援策が挙げられていること。
- ④ 支援計画の期間中において効果検証、見直しの仕組みの中で支援計画を継続的に評価、見直し、必要に応じて支援計画の変更を行う体制が構築されていること。
- ⑤ 支援策の効果的な実行のために、他の商工会・商工会議所や関係自治体との広域的な連携、他の支援機関等との連携が図られており、それら連携の内容が実効的であること。

9. Q&A

(1) 小規模事業者支援法関係

Q1 令和7年11月の小規模事業者支援法施行令・施行規則・基本指針の改正に伴う計画の改正点はなにか？

- (1) 経営発達支援計画の認定等に係る権限が経済産業大臣から支援計画を作成した商工会又は商工会議所の主たる事務所の所在地を管轄する地方経済産業局長に委任された。(施行令の改正)
- (2) 「広域経営指導員」が創設された。(施行規則の改正)
- (3) 軽微な変更申請における添付書類の簡素化が規定された(施行規則の改正)
- (4) 地域の特性や産業ビジョンを反映した記載内容の明確化がなされた。(基本指針の改正)
- (5) 広域的な支援を行うことが効果的な場合は複数の商工会、商工会議所や都道府県連合会、関係機関を巻き込んだ支援体制を構築することとされた。(基本指針の改正)
- (6) 商工会、商工会議所の経営支援に係るナレッジ・ノウハウの共有やデジタルツールを活用した業務効率化や指導水準の向上を図ることなど、支援体制の強化を促す記載がなされた。(基本指針の改正)
- (7) 経営発達支援事業の範囲を明確化(「起業・創業」や「事業承継」)するための改正がなされた。(基本指針の改正)

Q2 現在の支援計画が今年度末に期限を迎えるが、新基本指針に基づく支援計画の検討・策定が間に合わない場合に、旧基本指針に基づく支援計画を策定し、提出することは可能か。

- 可能。ただし、なるべく早い段階で新基本指針に基づく支援計画とするため、必要に応じて計画変更を行うこと。計画変更に当たっては、地域の重要課題を明確化し、そのために必要な事業等を記載するような形とすること。

Q3 新基本指針に基づく支援計画では、審査に当たり、どのような内容を記載する必要があるか。また、評価されるのか。

- 抽象的で網羅的な支援計画よりも各地域の重要課題解決のため、各地域で自らが考えた具体的なアクションにつながる支援計画を策定いただきたいと考えている。優先順位が明確になっており、特定の事業に特化した支援計画も可能。また、新規認定時に完成された支援計画を作成することよりも、効果検証・評価・見直しの仕組みを明確かつ効果的に構築することが重要。例年の事業の実施状況や目標の達成状況等を効果検証、評価し、必要に応じて支援計画の見直し(変更申請)を図り、より地域の実情に合った支援計画とする形としていただきたい。

Q4 市(町村)の総合振興計画で重点施策として、創業支援・事業承継支援等を定めているが、計画に盛り込んでも良いか？

- 創業・事業承継支援にとどまらず、価格転嫁、賃上げ、DX、事業承継、起業・創業等の基本計画(第Ⅲ期)における重点項目に関する伴走支援等は積極的に支援計画に盛り込んでいただいて問題ありません。

Q 5 一の商工会等の管轄区域が複数の市町村に跨がる場合、又は一の市町村に複数の商工会等が併存する場合の対象区域はどうなるのか？

(その場合の広域経営指導員の考え方はどうなりますか?)

➤ 一例として、以下を参考いただきたい。

● A商工会の管轄区域がB市とC町に跨がっている場合

(1) A商工会がB市及びC町と共同で一つの計画を作成

⇒ A商工会の管轄区域の全てが計画の対象区域となる

⇒ 広域経営指導員の設置は不要

(2) A商工会がB市と共同で一つの計画を、またC町と共同で一つの計画を別々に作成

⇒ (1)と同様、A商工会の管轄区域のすべてが計画の対象区域となる

⇒ 広域経営指導員の設置は不要

(3) A商工会がB市とのみ共同で作成

⇒ A商工会の管轄区域のうちB市内のみ計画の対象区域となる

⇒ 広域経営指導員の設置は不要

(4) A商工会がC町とのみ共同で作成

⇒ A商工会の管轄区域のうちC町内のみ計画の対象区域となる

⇒ 広域経営指導員の設置は不要

● X商工会議所とY商工会がZ市に併存する場合

(5) X商工会議所及びY商工会がZ市と共同で一つの計画を作成

⇒ Z市内におけるX商工会議所及びY商工会の管轄区域のすべてが計画の対象区域となる

⇒ 施行規則第2条第2項の規定により、広域経営指導員の設置が必要

(6) X商工会議所とY商工会がそれぞれZ市と共同で別々の計画を作成

⇒ X商工会議所とY商工会それぞれのZ市内における管轄区域が各計画の対象区域となる

⇒ 施行規則第2条第2項の規定により、それぞれの計画にて同一の経営指導員が記載される場合には、広域経営指導員の設置が必要

(7) X商工会議所は計画を作成せず、Y商工会とZ市が共同で計画を作成

⇒ Z市内におけるY商工会の管轄区域のみ計画の対象区域となる

⇒ 広域経営指導員の設置は不要

Q 6 連携者として記載された者への小規模事業者支援法の効力とは？

- 小規模事業者支援法第10条に基づき「経営発達支援事業を実施する者」として取り扱われることとなり、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）が行う経営発達支援の実施に必要な協力を受けられる。

協力業務の内容：中小機構が行う業務（中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等）に関連する情報や、その情報の収集・整理についての知見・ノウハウの提供等の協力を行う。

Q 7 小規模事業者支援法に基づく「経営発達支援計画」に係る関連書類において、旧氏を使用することは可能か？

- 小規模事業者支援法に基づく「経営発達支援計画」の関連書類において、氏名等（氏名、本名、通称、名称その他の個人を特定するための呼称）の記載を求めているものについては、職場において使用している「姓」やGビズID上の「姓」と整合することを前提に、旧氏記載も可能です（詳細は下表参照）。

※1 「旧氏記載」とは、「旧氏単記の記載」または「戸籍氏と旧氏の併記の記載」ができるもの。

※2 「記載」には、電磁的に記録等するものも含む。

小規模事業者支援法条項	該当条文	考え方
第7条第4項第5号	当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする場合にあつては、次に掲げる事項 イ 当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ロ 当該者との連携に関する事項	経営発達支援計画の認定申請に関するものであり、GビズIDや職場において使用する姓と整合することを前提に、旧氏使用が可能。
様式第三	・申請書に代表者氏名、経営指導員の氏名の記載箇所あり。 ・別表2に経営指導員の氏名の記載箇所あり。 ・別表4に連携して事業を実施する者の氏名又は名称の記載箇所あり（当該者が法人の場合は代表者氏名の記載箇所あり）。	経営発達支援計画の認定申請に関するものであり、GビズIDや職場において使用する姓と整合することを前提に、旧氏使用が可能。
様式第四	・申請書に代表者氏名、経営指導員の氏名の記載箇所あり。	経営発達支援計画の認定申請に関するものであり、GビズIDや職場において使用する姓と整合することを前提に、旧氏使用が可能。

Q1 二以上の商工会又は商工会議所が共同して計画を作成するときの要件はあるのか？

- 特段要件はないが、小規模事業者支援法における、「関係市町村と共同して」との規定を認識されたい。

Q2 共同して申請する場合の「議事録の写し」は、どのようにすればよいか？

- 共同して申請を行う全ての単会における当該議決等を行った部分の議事録の写しが必要となる。

(3) 法定経営指導員関係

Q1 計画における「法定経営指導員」とは、どのような者か？

- 小規模事業者支援法第7条第5項に規定する経営指導員を、便宜的に「法定経営指導員」と呼称しており、同法において、「小規模事業者の経営に係る指導を行う者であって、小規模事業者に対して効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者（抄）」と規定している。

Q2 計画における「広域経営指導員」とは、どのような者か？

- 上記の法定経営指導員のうち、小規模事業者支援法第7条第5項に規定する経営指導員として、小規模企業支援法基本指針にて以下のように規定している。

小規模企業支援法基本指針第四「技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項」

(3) 実施体制

オ. 広域経営指導員を設置する場合においては、地域の実情に応じて、主として以下の各項目に掲げる業務を行わせるものとする。なお、その業務を行わせるに当たっては、他の商工会若しくは商工会議所における先進的な取組を参考にするとともに、広域経営指導員の業務に関する先進的取組を他の商工会若しくは商工会議所に積極的に展開すること。

①商工会又は商工会議所における経営発達支援計画（二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して策定する同計画又は複数の同計画を含む。）の策定、管理及び実行

②①の実施に当たって、必要となる複数の商工会又は商工会議所、地方公共団体及び他の支援機関との円滑な連携の促進

③他の経営指導員に対する効果的かつ適切な指導及び助言

Q3 「必要な知識及び経験を有する者」とは、どのような者か？

- 法定経営指導員については、小規模事業者支援法施行規則により、以下の要件をすべて満たす者をいう。

施行規則第7条第1項各号に規定する経営指導員の要件を満たす者（※）

（※）第7条1項各号に規定する経営指導員の要件

- 一 商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成員とする団体の役員又は職員である者
- 二 直近5年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第40条各号に規定する科目に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

- 三 直近5年以内に地方公共団体の行政事務に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者
 - 四 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する3年以上の実務の経験を有する者
 - 五 各欠格事由（刑罰、暴力団等）に該当しない者
- 広域経営指導員については、小規模事業者支援法施行規則により、上記の要件のほか、以下の要件のいずれかを満たす者をいう。
- 一 中小企業診断士（中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定による登録を受けた者をいう。）又は直近五年以内に中小企業診断士に係る応用知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者であって、小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する五年以上の実務の経験を有する者又は二以上の商工会若しくは商工会議所の地区において小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者
 - 二 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する十年以上の実務の経験を有する者
 - 三 前二号に掲げる者と同等以上の能力及び経験を有する者

Q 4 事業期間中に法定経営指導員又は広域経営指導員を変更する場合、講習の受講要件は何年以内か？

- 経営指導員要領第6条第4項を踏まえ、以下のとおりである。
- ① 4月1日付の変更事由の場合は、前年度末日から過去5年以内
 - ② 4月1日付以外の変更事由の場合は、その前日を起点として、当該日が属する年度の前年度の末日から過去4年以内

※令和2年度以前に受講した方々については再度受講が必要になるためご注意ください。

Q 5 法定経営指導員又は広域経営指導員は、全ての経営指導員になるべきなのか？

- 法定経営指導員又は広域経営指導員は、小規模事業者支援法施行規則に基づく一定の要件を満たす者を想定したものであり、支援計画に氏名が記載されている経営指導員のことを言います。そのため、全ての法定経営指導員又は広域経営指導員になることは想定しておりません。

ただし、**小規模事業者**からの相談等に対応するため、自発的な知識習得・指導能力向上等の経営指導員の資質向上に継続的に取り組むこと。

Q 6 法定経営指導員が複数の計画に関与することは可能か？

- 法定経営指導員が複数の計画に関与することはできず、広域経営指導員の関与が必要となる。広域経営指導員が必要となるケースとしては、以下のとおり。
- ① 複数単会がそれぞれ単独で作成した複数の支援計画又は事業の経営指導員となる場合（複数の単会の経営指導員への指導・助言を実施する場合を含む）
 - ② 複数単会が共同で作成した支援計画又は事業の経営指導員となる場合

なお、経過措置として、①・②について、令和7年11月20日（小規模事業者の支援に関

する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年経済産業省令第73号）の施行日）に①・②に該当する支援計画を実施している（支援計画の法定経営指導員として記載されている）場合、経過措置として令和11年3月31日までの期間は変更申請、認定の取り消しについて、当該支援計画に記載されている法定経営指導員が継続して実施することができるとしている。

Q7 法定経営指導員が人事異動や退職した場合の手続は必要か？

➤ 一例として、A商工会の計画に関与する法定経営指導員X氏が、B商工会に人事異動となった場合でもX氏が広域経営指導員となり、引き続きA商工会の計画に関与するのであれば、特段の手続は不要である。

他方、人事異動や退職を機に、A商工会の計画に関与する法定経営指導員がY氏へ変更する場合は、小規模事業者支援法第8条に基づく変更手続が必要となる。

（4）提出書類について

Q1 「総会又は議員総会その他これに準ずるもの」の「準ずるもの」とは？

➤ 商工会の定款で定める「理事会」、商工会議所法第51条の「常議員会」又は「正副会頭会議」を想定している。

上記以外では、定款又は総会の議決によって意思決定権が委任されている会議が想定され、例えば、定款又は総会の議決により、「～～～に関する事項は、〇〇委員会で議決する。」とあれば、当該委員会の議決を言う。

Q2 「・・・議事録の写し」は、どの程度の範囲を提出すればよいか？

➤ 議事録のうち、支援計画の内容等について決議等を行った箇所を抜粋し提出すること。

ただし、抜粋の場合は、①会議名、②日時、③議事録の抄本であることを証明する記名が必要。（押印は不要。）

（5）計画変更について

Q1 「認定を受けた計画を変更しようとするとき」とは、どのような場合か？

➤ 認定を受けた計画における事業の実施状況等を検証した結果、事業実施の効果をより一層高めるなどの観点から、事業内容を見直す場合が考えられ、例えば、以下のような場合である。

なお、変更申請においても、関係市町村との共同申請が必要となる。

- （1）現行計画に記載していない新たな事業を追加する場合
- （2）事業内容の一部を違う事業に差し替えて実施する場合
- （3）各事業における目標値を修正する場合
- （4）事業実施期間を修正する場合
- （5）計画に記載された広域経営指導員または法定経営指導員を変更する場合

Q2 認定計画の事業実施期間が終了した場合は、変更申請により実施期間を延長することができるか？

- 終了した計画を変更申請により再延長することはできないので、小規模事業者支援法に基づき、新たに認定を受けること。

Q3 変更内容が軽微な場合でも、変更申請を行う必要はあるか？

- P22に記載している軽微な変更の場合でも、変更申請が必要となる。

他方、**軽微な変更を除き、変更する内容が現行の計画内容に影響を及ぼさない場合**は、変更申請をしなくてもよい。

※HPに掲載されている経営発達支援計画の差替えを行う場合は変更申請が必要。

例：別表第2の実施体制に記載した担当部署・担当者・連絡先が変更となる場合

例：講師や会場の都合等により、セミナーの開催時期を変更する場合

例：予定していたセミナーの講師を他者に差し替える場合、予定していた会場を他会場に差し替える場合

例：計画に記載されている展示会以外の展示会に参加する場合

例：計画に記載されているアンケート調査項目を変更する場合

Q3 小規模事業者支援法第8条第2項に規定する「認定を受けた計画が、第7条第6項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき」とは、どのような場合か？

- 小規模事業者支援法第7条第6項各号を要約すると以下のとおり。

(1)「経営発達支援事業の目標」、「経営発達支援事業の内容及び実施期間」、「経営発達支援事業の実施体制」が基本指針に照らして適当なものであること

(2)「経営発達支援事業の実施体制」、「経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法」、「商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合の連携する者とその内容」が事業を確実に遂行するために適当なものであること

上記(1)又は(2)のいずれかに適合しなくなったときに、支援計画に従って支援事業が実施できていない場合となるため、変更申請が必要となる。詳細は管轄の経済産業局等に相談されたい。

Q4 変更申請を行う場合、いつ、どのように申請すればよいか？

- 随時受付しているが、事前に管轄の経済産業局等に相談の上、申請すること。

なお、変更認定については、4半期に1度(4月、7月、10月、1月)を予定。

Q5 変更申請の添付資料「計画の実施状況を記載した書類」とはどのようなものか？

- 特定の様式はないが、計画の項目ごとに、これまでの実施状況を簡単にまとめた内容を記載すること。

○地域の経済動向調査に関すること

○需要動向調査に関すること

○経営状況の分析に関すること

○事業計画策定支援に関すること

○事業計画策定後の実施支援に関すること

○新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

- 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること
- 経営指導員等の資質向上等に関すること
- 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること
- 地域経済の活性化に資する取組に関すること

Q 6 変更申請書を提出してから審査結果が出るまでの期間は？

- 変更申請から認定に至るまでの標準処理期間は4か月である。

Q 7 変更申請の認定審査においては、変更しない項目についても審査を行うのか？

- 変更する項目についてのみ審査を行う。

ただし、当該変更によりその他の項目との間で整合性を欠くことのないよう、十分検証した上で、申請すること。

Q 8 変更申請の認定審査においても、外部審査員による書面審査を行うのか？

- 変更申請であっても原則、外部審査員による書面審査を行う。

ただし、軽微な場合のものに該当する変更は、外部審査員による書面審査を割愛する。

Q 9 変更認定された場合、当初認定計画はどのような扱いになるのか？

- 当初認定計画のうち、当該変更部分が上書きされる形で、変更認定日から効力を発する。

なお、変更申請した計画が不認定となった場合は、当初認定計画が効力を失うことはない。

Q 10 商工会又は商工会議所の合併等があった場合、どのような手続が必要か？

- 商工会等の合併等には様々な形態があり、また、既認定・未認定も関係してくるため、まずは管轄の経済産業局等に相談されたい。

また、合併等により、支援計画が重複する場合は、既存の支援計画の変更申請（期間短縮）を行い、既存の支援計画の廃止を行ってください。

Q 11 変更の事実が生じたときから3ヶ月を超過して変更申請する場合は、どのような手続が必要か？

- Gビズフォームに所定の「経営発達支援計画変更申請遅延理由書」を添付して、申請すること。

10. 関係法令等

■商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/download/shienhou_h5_51gou.pdf

■商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/shienhou/00-1.pdf>

■商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/shienhou/01-1.pdf>

■小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/shienhou/02.pdf>

■商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）（抄）

第一条・第二条（略）

（基本指針）

第三条 経済産業大臣は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 事業継続力強化（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十六項に規定する事業継続力強化をいう。第五条第一項及び第五項において同じ。）に寄与する情報の提供等に関する事項

四（略）

五～七（略）

3・4（略）

（経営改善普及事業に係る補助）

第四条 国は、政令で定めるところにより、商工会若しくは商工会議所が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（以下この条において「経営改善普及事業」という。）に必要な経費又は経営改善普及事業に関し都道府県商工会連合会が基本指針に即して商工会を指導するために必要な経費について、都道府県が補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に必要な経費の一部を補助することができる。

2（略）

第五条・第六条（略）

（経営発達支援計画の認定）

第七条 商工会又は商工会議所は、

と共同して、小規模事業者を支援する次に掲げる事業であつて、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するもの（以下「経営発達支援事業」という。）についての計画（以下「経営発達支援計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その経営発達支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一～四 （略）

2 二以上の商工会又は商工会議所がその経営発達支援事業を共同して実施しようとする場合にあつては、当該二以上の商工会又は商工会議所は、これらの関係市町村と共同して、経営発達支援計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 商工会又は商工会議所及び関係市町村は、当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者と連携して経営発達支援事業を実施することが当該経営発達支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあつては、当該者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする経営発達支援計画を作成し、第一項の認定を申請することができる。

4 経営発達支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四 （略）

五 当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 当該者との連携に関する事項

5 前項第三号に掲げる事項には、経営指導員（小規模事業者の経営に係る指導を行う者であつて、小規模事業者に対して効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。）による情報の提供及び助言に係る実施体制についても記載するものとする。

6 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その経営発達支援計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第四項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 第四項第三号から第五号までに掲げる事項が経営発達支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。

7 経済産業大臣は、第一項の認定をしようとするときは、都道府県知事の意見を聴かなければならない。

8 （略）

（経営発達支援計画の変更等）

第八条 前条第一項の認定を受けた商工会及び商工会議所並びに関係市町村は、当該認定に係る経営発達支援計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る経営発達支援計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定経営発達支援計画」という。）が、同条第六項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定経営発達支援計画に従つて経営発達支援事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第六項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第九条 認定事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支援事業を実施する者又は認定経営発達支援計画において経営発達支援事業を実施する者とされた一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項の中小企業者が有しているものに限る。）若しくは一般財団法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が同項の中小企業者により拠出されているものに限る。）又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）（以下この条において「事業実施一般社団法人等」という。）であって、当該認定事業継続力強化支援計画又は当該認定経営発達支援計画に従った事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該事業実施一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第六条第二項の認定事業継続力強化支援計画又は同法第八条第二項の認定経営発達支援計画に従った事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業に関する協力業務)

第十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業継続力強化支援計画に基づき事業継続力強化支援事業を実施する者又は認定経営発達支援計画に基づき経営発達支援事業を実施する者の依頼に応じて、その行う事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(報告)

第十一条 (略)

2 経済産業大臣は、認定経営発達支援計画に係る経営発達支援事業の実施状況について、当該認定を受けた商工会又は商工会議所に対し、報告を求めることができる。

第十二条・第十三条 (略)

(罰則)

第十四条 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 商工会又は商工会議所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、商工会又は商工会議所の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その商工会又は商工会議所に対して同項の刑を科する。

■商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成5年通商産業省令第44号）（抄）

第一条・第二条（略）

（経営指導員の照会）

第三条 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の確認のため必要な範囲内において、他の都道府県知事又は経済産業大臣若しくは経済産業局長に対し、当該確認に係る経営指導員に関する前条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第二項の確認の結果を照会することができる。この場合において、他の都道府県知事又は経済産業大臣若しくは経済産業局長は、当該照会に係る前条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第二項の確認の結果を当該都道府県知事に通知するものとする。

第四条 商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第六条第一項の規定により事業継続力強化支援計画の変更に係る認定を受けようとする場合は、都道府県知事に、様式第二による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業継続力強化支援計画の実施状況を記載した書類（ただし、事業継続力強化支援計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更について、都道府県知事が必要ないと認めるときには、当該書類の添付を省略することができる。）
- 二 当該変更について当該商工会若しくは商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議決を経たことを証する書類
- 三 当該変更に伴い第一条第二項各号に掲げる書類に変更があったときは、その変更に係る書類

第五条（略）

（経営発達支援計画に係る認定の申請）

第六条 商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第七条第一項の規定により経営発達支援計画に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣又は経済産業局長に、様式第三による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書並びに事業計画書
- 二 当該経営発達支援計画について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し
- 三 前項の申請書に記載された経営指導員が次条第一項又は第二項に規定する要件に該当することを証する書面

（経営発達支援計画に係る経営指導員の要件）

第七条 法第七条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することについて経済産業大臣又は経済産業局長の確認を受けた者であることとする。

- 一 商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成員とする団体の役員又は職員である者
 - 二 直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）第四十条各号に規定する科目に係る知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者（次項第一号に掲げる要件に該当する場合を除く。）
 - 三 直近五年以内に国及び地方公共団体の行政事務に係る知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者
 - 四 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者
 - 五 次に掲げる者のいずれにも該当しない者
 - イ 心身の故障により経営指導員の業務を行うことができない者
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ニ 法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 2 法第七条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して実施する経営発達支援事業において情報の提供及び助言を行う場合又は複数の経営発達支援事業において情報の提供及び助言を行う場合にあつては、前項の要件のほか、次の各号のいずれかに該当することについて経済産業大臣又は経済産業局長の確認を受けた者（様式第三において「広域経営指導員」という。）であることとする。
- 一 中小企業診断士（中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七号）第十一条第一項の規定による登録を受けた者をいう。）又は直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第四十条各号に規定する科目に係る高度な知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者であつて、小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する五年以上の実務の経験若しくは二以上の商工会若しくは商工会議所の地区において小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者
 - 二 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する十年以上の実務の経験を有する者
 - 三 前二号に掲げる者と同等以上の能力及び経験を有する者
- 3 前二項の経済産業大臣又は経済産業局長の確認は、法第七条第一項の認定と併せて行うものとする。

（経営発達支援計画の変更に係る認定の申請）

- 第八条 商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第八条第一項の規定により経営発達支援計画の変更に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣又は経済産業局長に、様式第四による申請書及びその写しを提出しなければならない。
- 2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 経営発達支援計画の実施状況を記載した書類（ただし、経営発達支援計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更について、経済産業大臣又は経済産業局長が必要ないと認めたときには、当該書類の添付を省略することができる。）
- 二 当該変更について当該商工会若しくは商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議決を経たことを証する書類
- 三 当該変更に伴い第六条第二項各号に掲げる書類に変更があったときは、その変更に係る書類

（認定経営発達支援計画の公表）

第九条 経済産業大臣又は経済産業局長は、法第七条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた商工会又は商工会議所及び関係市町村の名称並びに当該認定経営発達支援計画の内容を公表するものとする。

（経営指導員要領の作成等）

第十条 中小企業庁長官は、第一条から第三条まで、第六条及び第七条に掲げるもののほか、経営指導員による情報の提供及び助言の的確な実施を確保するために必要な事項を定めた要領（次項において「経営指導員要領」という。）を作成するものとする。

- 2 中小企業庁長官は、経営指導員要領を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする

■小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（令和7年11月19日経済産業省告示第169号）

本指針は、商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所（以下「商工会等」という。）が小規模事業者の経営の改善発達の支援に関する事業を実施するに当たって、必要な事項を定めるものである。

第一 小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向

小規模事業者の経営をめぐる環境は、「大幅な賃上げ」、「少子高齢化・人口減少」、「人手不足」のほか、「経営者の高齢化・後継者不足」、「原材料・エネルギーコスト等の上昇」、「五十年ぶりの円安水準」、「自然災害の頻発化・激甚化」など、急速かつ大規模な変化を遂げている。

こうした中で、小規模企業振興基本法（平成二十六年法律第九十四号）第十三条に基づく小規模企業振興基本計画の見直しが行われ、令和七年に小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）が制定され、小規模事業者の振興に関する施策の方針及び内容が示された。

本基本計画を踏まえ、経営をめぐる環境の変化を小規模事業者の「稼ぐ力」を高める好機と捉え、従来型のビジネスモデルを見直し、小規模事業者の特性、強みを踏まえ、経営資源・地域資源の活用や地域課題の解決等により見込まれる新たな需要の獲得を行うとともに、そのような需要を見据えたデジタル技術の活用を含む経営リテラシーの向上を図るよう支援を実施する必要がある。

また、こうした小規模事業者の経営の自走化のためには、特に小規模事業者にとって身近で重要な存在である商工会等による手厚い支援が重要であり、その支援の質の向上、業務効率化、広域的な支援体制の構築等により、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく必要がある。

そして、近年、頻発化・激甚化する自然災害はもとより、感染症、サイバー攻撃等による被害の軽減や早期の復旧を図るため、小規模事業者の事業継続力の強化を促していく必要がある。

なお、特に小企業者（小規模企業振興基本法第二条第二項に規定するおおむね常時使用する従業員の数が五人以下の事業者をいう。）の支援に当たっては、小企業者の円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう特段の配慮を払う必要がある。

1. 経営改善普及事業の内容

経営改善普及事業は、主として以下の各項目に掲げるものとする。

- (1) 金融、税務、経理、販売管理、労務、技術の改善、事業継続力強化、起業・創業、経営の発達、経営革新、事業の円滑な承継又は事業の継続が見込まれない場合の円滑な廃止その他各種制度（国の各府省庁、地方公共団体及び民間事業者のものを含む。以下同じ。）も活用しつつ行う経営に関するきめ細かな指導、あっせん等
- (2) 小規模事業者の経営の改善発達に資する地域経済の活性化又は商工業の振興に関する事業の実施、協力又は指導
- (3) 経営、技術、各種制度等に関する情報又は資料の収集及び提供

2. 経営改善普及事業の実施に当たって留意すべき点

商工会及び商工会議所は経営改善普及事業の実施に当たり以下の点につき留意する必要がある。

- (1) 商工会及び商工会議所は、経営改善普及事業の実施に当たり、関係する地方公共団体や支援機関と連携し、地域の特性や産業ビジョンを踏まえた事業が実施できる支援体制を構築すること。
- (2) 地域の特性や産業ビジョン等に応じて、広域的な支援を行うことが効果的である場合には、複数の商工会、商工会議所又は都道府県商工会連合会、関係する複数の地方公共団体や支援機関と連

携し、当該事業を実施できる広域的な支援体制を構築すること。

- (3) 小規模事業者をめぐる新たな経営環境に対応するため、個別相談指導、地域振興のための事業の実施、後継者育成等人材能力開発の推進等を図るとともに、指導ニーズの高度化、多様化等に対応するため、専門指導体制の整備、専門的ノウハウ等を有する支援機関等の幅広い知見を活用し、きめ細かな支援等を行うことで、経営改善普及事業の効果を高めるよう配慮すること。
- (4) 経営改善普及事業を実施するに当たっては、商工業が一般的に市町村の区域を一つの経済圏として発達していることを踏まえ、地方公共団体からの予算措置を活用しつつ、特にその地区を管轄する地方公共団体と調和した経営改善普及事業を実施すること。
- (5) 経営改善普及事業は、商工会又は商工会議所の当該地区内（広域的な支援体制を構築する場合は、関係する複数の商工会又は商工会議所の当該地区内）の小規模事業者を対象とすること。
- (6) 経営改善普及事業を担当する職員がその事業に専念することができるよう、他の役職員による支援、一般職員の設置、広域指導センターの活用、情報ネットワークの活用等事業環境の整備を図ること。
- (7) 個別の相談・指導の実施に際して知り得た小規模事業者の営業上の秘密については、道義上の責任であり、また、事後の経営改善普及事業の円滑な実施の大前提でもあることから、その保持を厳守すること。
- (8) 支援に係るナレッジ・ノウハウの蓄積・共有、生成AI等のデジタルツールや公的機関等が提供する支援ツールの活用等を行い、支援の質の向上や業務効率化を図ること。
- (9) 商工会等が行う支援や国や地方公共団体、支援機関の支援施策に係る情報、小規模事業者の事業活動に影響を与える国等の制度に係る情報、優良な取組や支援事例に係る情報等について、インターネット（SNSや動画サイトも含む。）やマスメディア、広報媒体等の多種多様な手法を活用し、必要な情報が地域の小規模事業者に行き渡るものとする。また、フリーランスや店舗を持たない事業主体に対する情報提供にも努めること。

第二 近代的経営管理方法の導入等経営管理に関する指導に関する事項

商工会及び商工会議所は、小規模事業者自身が経営に必要なリテラシーを高め、自ら策定した経営戦略に基づく取組を実施し、自律的に経営管理を実施できるよう、経営改善指導をするに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。また、小規模事業者の経営戦略の策定を促すため、各種支援策を活用すること。

1. 先ずは小規模事業者自身が金融、会計、税務等に関する基礎的な知識を有するとともに、帳簿の整理等を通じて経営に係る情報を参照できる状態となるよう支援すること。
2. 経営改善指導は、記帳の代行等が目的ではなく、電子帳簿、電子取引、電子契約、電子申告等に対応したソフトウェアやクラウドサービスの活用も含め、小規模事業者が自社の経営管理として自律的かつ継続的に実施できる環境の整備を支援すること。
3. 金融、会計、税務のほか、経営戦略、労務管理、知的資産、知的財産、デジタル等の経営管理に係る経営者のリテラシーの向上を支援すること。
4. 省力化投資やデジタルツールの活用等を含め、労働環境の整備、人材の確保・育成、業務効率化、生産性向上に関する支援を行うこと。

第三 事業継続力強化に寄与する情報の提供等に関する事項

商工会及び商工会議所が行う経営改善普及事業のうち、事業継続力強化に寄与する小規模事業者

への情報の提供等事業継続力強化支援事業（法第五条第一項に規定する事業継続力強化支援事業をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。

- (1) 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項に基づく都道府県地域防災計画及び第四十二条第一項に基づく市町村地域防災計画を踏まえて、商工会又は商工会議所の地区を所管する市町村（特別区を含む。以下「関係市町村」という。）と共同して事業継続力強化支援計画（法第五条第一項に規定する事業継続力強化支援計画をいう。以下同じ。）の策定及び見直しを行うこと。
- (2) 事業継続力強化支援計画の作成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係市町村の商工行政及び防災行政と連携し、事前に都道府県と相談した上で、関係市町村の地域防災計画等を踏まえた内容とすること。

1. 事業継続力強化支援の内容

事業継続力強化支援は、主として以下の各項目に掲げるものとする。

- (1) 地区内の小規模事業者の事業継続力強化の取組状況等の把握
- (2) 地区内の小規模事業者に対する、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用した、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起
- (3) 損害保険の加入等の自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく事業継続力強化計画認定制度をはじめとした各種制度の情報の提供
- (4) 地区内の小規模事業者に対する事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画並びに事業継続計画（BCP）の策定のための普及啓発
- (5) 地区内の小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画並びに事業継続計画（BCP）の策定及び見直しに関する指導及び助言
- (6) 地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップの実施
- (7) 地区内の小規模事業者にとって必要な事業継続力強化に関する知見の共有

2. 事業継続力強化支援計画の内容

商工会又は商工会議所は事業継続力強化支援計画を策定するに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。

- (1) 目標の設定
 - ア. 関係市町村の地域防災計画等を踏まえ、地区内における小規模事業者の長期的な振興に資するよう、地域経済やサプライチェーンの機能維持を意識した目標を設定すること。
 - イ. 経営指導員等（法第五条第五項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する商工会及び商工会議所の職員をいう。以下同じ。）の人員体制から実現可能な目標であること。
- (2) 実施期間
 - ア. 自ら設定した（1）の目標を達成するため、実施期間を三年から五年の間で定めて取組の実行計画を定めること。
 - イ. 事業継続力強化は自然災害等の最新の発生予測や事業継続力強化に関する最新の知見をもとに実施される必要があることから、関係市町村の地域防災計画等の改訂状況も踏まえつつ、実施期間中であっても定期的に必要な見直しを行うこと。
- (3) 実施体制
 - ア. 事業継続力強化支援を行う必要がある小規模事業者の状況を、当該商工会又は商工会議所の地

区を管轄する都道府県及び関係市町村と共有し、当該都道府県及び関係市町村の商工行政や防災行政と連携するものとする。

- イ. 支援体制の構築に当たっては、経済圏や地理的条件が複数の市町村にまたがって存在する場合は、複数の商工会又は商工会議所が、共同で支援を行うことでより効果的な支援が可能となる場合は、より効率的な支援が実施できるよう広域的な支援体制を構築すること。その際、小規模事業者や関係機関等から入手した法人情報や個人情報等の取扱いについて、必要な配慮を行うこと。
 - ウ. 事業継続力強化支援事業の実施に当たっては、小規模事業者による自然災害等のリスク認識の向上、小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の進捗、事業継続力強化の実効性を高める取組の実施状況を把握することによって、その効果を測定し、継続的に事業継続力強化に係る指導及び助言を実施することができる仕組みを構築すること。その際、小企業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮すること。
 - エ. 具体的な取組の企画・実行や目標の設定、達成に向けた進捗管理を行う責任者として、経営指導員（法第五条第五項に規定する経営指導員をいう。以下同じ。）を選定するとともに、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う経営指導員等を小規模事業者ごとに設置すること。ただし、広域的な支援体制を構築し、広域的な支援を実施する場合には、広域経営指導員（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号。以下「施行規則」という。）第二条第二項に規定する広域経営指導員をいう。以下同じ。）を商工会、商工会議所又は都道府県商工会連合会に設置すること。
 - オ. 広域経営指導員を設置する場合には、地域の実情に応じて、主として以下の各項目に掲げる業務を行わせること。なお、その業務を行わせるに当たっては、他の商工会若しくは商工会議所における先進的な取組を参考にするとともに、広域経営指導員の業務に関する先進的取組を他の商工会若しくは商工会議所に積極的に展開すること。
 - ①商工会又は商工会議所における事業継続力強化支援計画（二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して策定する同計画又は複数の同計画を含む。）の策定、管理及び実行
 - ②①の実施に当たって、必要となる複数の商工会又は商工会議所、地方公共団体及び他の支援機関との円滑な連携の促進
 - ③他の経営指導員に対する効果的かつ適切な指導及び助言
 - カ. 事業継続力強化支援計画の実施状況については、定量的な指標をもって把握し、評価を行う仕組みを構築すること。
 - キ. 関係市町村における独自の施策により商工会又は商工会議所の負担の増加が見込まれる場合は、当該関係市町村に対して、担当する職員の追加配置等の必要性を説明し、協力を求めること。
 - ク. 経営指導員等の資質向上に係る体制整備や自発的な知識習得の促進、有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図ること。
- (4) 商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者との連携
- ア. 事業継続力強化支援事業を効果的かつ適切に実施するため、地方公共団体に加え、他の商工会又は商工会議所、金融機関、保険会社、他の支援機関、公益法人、NPO及び専門家、地域の大企業や中小企業等とも連携し、各地区における小規模事業者の事業継続力強化の状況等に関して情報交換を行うことを通じてネットワーク構築に努めること。
 - イ. 連携する者それぞれの役割を明確にし、最も効果的に小規模事業者の支援を行うことができる

ようにすること。

ウ．小規模事業者が他社と連携して実施する、原材料や人員といった経営資源を融通し合う、あるいは、自然災害等発生後に相互に代替生産を行うといった取組について、必要に応じて複数の商工会又は商工会議所が連携して取り組むこと。

第四 技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項

商工会及び商工会議所が、経営の発達に特に資する取組を進める小規模事業者に対して、経営改善普及事業のうち小規模事業者の経営の発達に特に資する経営発達支援事業（法第七条第一項に規定する経営発達支援事業をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。

- (1) 関係市町村と共同して経営発達支援計画（法第七条第一項に規定する経営発達支援計画をいう。以下同じ。）の策定及び見直しを行うこと。
- (2) 経営発達支援計画の作成に当たっては、経営資源・地域資源の活用や地域課題の解決等により新たに喚起・獲得し得る需要の調査、検討を行い、事前に都道府県や地方経済産業局と相談した上で、関係市町村における産業ビジョン等を踏まえた内容とすること。

1. 経営発達支援の内容

経営発達支援は、主として以下の各項目に掲げる、商工会又は商工会議所が実施する事業であって、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するもの（業務効率化や生産性向上、人材の育成・確保、起業・創業及び事業承継等を伴う事業を含む。）とする。

- (1) 小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の内容、保有する技術又はノウハウ、従業員又は財産等の経営資源の内容、財務の内容その他の経営状況の分析
- (2) 経営状況の分析結果に基づき、需要を見据えた事業計画を策定及び見直しをするための指導・助言、当該事業計画に従って行う事業の実効性向上に必要な指導及び助言
- (3) 小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の需要動向、各種調査を活用した地域の経済動向や経営資源・地域資源の活用や地域課題の解決等により新たに喚起・獲得し得る需要に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- (4) 小規模事業者が事業計画に従って行う需要の開拓に寄与することを目的としたSNSやプレスリリース等の広報手法、商談会や展示会等を用いたブランド形成・マーケティング、需要の開拓、電子商取引等の活用手法の教授

2. 経営発達支援計画の内容

商工会又は商工会議所は、経営発達支援計画を策定するに当たっては、以下の点を踏まえる必要がある。

(1) 目標の設定

ア．関係市町村の産業ビジョン等を踏まえ、小規模事業者を支援することによる地域経済の活性化への裨益、地区内の小規模事業者の長期的な振興を意識し、経営資源・地域資源の活用や地域課題の解決等により新たに喚起・獲得し得る需要規模を見据えつつ、重点的に経営発達支援を行うべき業種やエリア、小規模事業者を具体的に想定した目標を設定すること。

イ．経営指導員等（法第七条第五項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する商工会及び商工会議所の職員をいう。以下同じ。）の人員体制から実現可能な目標であること。

(2) 実施期間

ア. 自ら設定した(1)の目標を達成するため、実施期間を三年から五年の間で定めて取組の実行計画を定めること。

イ. 関係市町村の産業ビジョン等の改訂状況も踏まえつつ、実施期間中であっても定期的に必要な見直しを行うこと。

(3) 実施体制

ア. 地域経済の課題及び経営発達支援を行う小規模事業者の状況を、当該商工会又は商工会議所の地区を管轄する都道府県及び関係市町村と共有し、当該都道府県及び関係市町村の商工行政や都市計画等と連携するものとする。

イ. 支援体制の構築に当たっては、経済圏が複数の市町村にまたがって存在する場合や、複数の商工会又は商工会議所が、共同で支援を行うことでより効果的な支援が可能な場合は、より効率的な支援が実施できるよう広域的な支援体制を構築すること。その際、小規模事業者や関係機関等から入手した法人情報や個人情報等の取扱いについて、必要な配慮を行うこと。

ウ. 小規模事業者に対して支援を行うに当たっては、その支援に係る拠点機能を強化しつつ、その経営の自走化を目指し、事業計画の策定、進捗の確認、効果検証、継続的な経営に係る指導及び助言を実施する仕組みを構築すること。その際、小企業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮すること。

エ. 具体的な取組の企画・実行や、目標の設定、達成に向けた進捗管理、効果検証等を行う責任者として、経営指導員(法第七条第五項に規定する経営指導員をいう。以下同じ。)を選定するとともに、小規模事業者の経営発達支援を行う経営指導員等を小規模事業者ごとに設置すること。ただし、広域的な支援体制を構築し、広域的な支援を実施する場合には、広域経営指導員(施行規則第七条第二項に規定する広域経営指導員をいう。以下同じ。)を設置すること。

オ. 広域経営指導員を設置する場合には、地域の実情に応じて、主として以下の各項目に掲げる業務を行わせるものとする。なお、その業務を行わせるに当たっては、他の商工会若しくは商工会議所における先進的な取組を参考にするとともに、広域経営指導員の業務に関する先進的取組を他の商工会若しくは商工会議所に積極的に展開すること。

①商工会又は商工会議所における経営発達支援計画(二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して策定する同計画又は複数の同計画を含む。)の策定、管理及び実行

②①の実施に当たって、必要となる複数の商工会又は商工会議所、地方公共団体及び他の支援機関との円滑な連携の促進

③他の経営指導員に対する効果的かつ適切な指導及び助言

カ. 経営発達支援計画の実施状況については、定量的な指標をもって把握し、評価を行う仕組みを構築すること。

キ. 関係市町村における独自の施策により商工会又は商工会議所の負担の増加が見込まれる場合は、当該関係市町村に対して、担当する職員の追加配置等の必要性を説明し、協力を求めること。

ク. 経営指導員等(法第七条第五項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する商工会及び商工会議所の職員をいう。)の資質向上(デジタルツールの活用、ブランディング戦略、SNS活用などの広報戦略、知的財産の保護、起業・創業、事業承継等)に係る体制整備や自発的な知識習得の促進、有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図ること。

(4) 商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者との連携

ア. 経営発達支援計画を地域全体で一体的に実施するため、地方公共団体に加え、他の商工会又は商工会議所、地域の金融機関、他の支援機関、公益法人、NPO及び専門家、さらには地域の大企業や中小企業等と連携し、支援ノウハウ等に関して情報共有及び意見交換を行うことを通じてネットワーク構築に努めること。

イ. 連携する者それぞれの役割を明確にし、最も効果的に小規模事業者の支援を行うことができるようにするものとする。

ウ. 小規模事業者が他社と連携して実施する、営業協力や共同調達、持ち株会社化による事務集約や戦略立案の高度化といった生産性向上に資する取組について、必要に応じて複数の商工会又は商工会議所が連携して取り組むこと。

第五 商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業（地域経済の活性化に係るものを含む。）との関係に関する事項

商工会又は商工会議所が、その地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業を行うに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。

1. 小規模事業者の経営活動は地域の経済環境と密接な関連を有しており、地域経済の活性化に係る取組（地域のブランド化、地域住民の利便性向上、地域課題の解決等に係る取組）は新たな需要の喚起・獲得の機会ともなり得ることから、小規模事業者の経営の改善発達はこのような取組と一体となって、あるいは協調して図っていくこと。
2. 経営改善普及事業を実施するに当たっては、商工会又は商工会議所が地区内の商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業及び関係市町村が講じる事業と有機的連携を図りつつ実施すること。

第六 商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する指導及び情報の提供その他必要な支援等に関する事項

1. 都道府県商工会連合会が行う商工会指導事業

都道府県商工会連合会が行う商工会指導は、主として以下の項目に掲げるものとする。

(1) 都道府県商工会連合会は、傘下の商工会が行う経営改善普及事業に関し、指導を行うこと。

(2) 広域的な視野の下、デジタルツールを活用しつつ、その有する高度・多様な支援に係るナレッジ・ノウハウを活用して、事業継続力強化支援計画及び経営発達支援計画の作成、それら計画に基づく事業の実施を積極的に指導し、支援していくこと。また、消費者ニーズの動向などの情報、ビジネス展開に関する支援ノウハウ等の情報を提供すること。

(3) 商工会指導事業の実施に当たって、広域経営指導員に中心的な役割を担わせること。

(4) 近時における指導ニーズの高度化、多様化に対応して、広域指導センターを拠点とする指導体制による専門的な指導の重要性にかんがみ、商工会が行う事業を支援するための各種情報（国や地方公共団体、支援機関の支援施策に係る情報、小規模事業者の事業活動に影響を与える国等の制度に係る情報、優良な取組や支援事例等）の収集・提供体制を整備するとともに、商工会や地方公共団体、他の支援機関と十分な連携を図るよう努めるものとする。

2. 全国商工会連合会又は日本商工会議所が行う都道府県商工会連合会等指導事業等

全国商工会連合会又は日本商工会議所が行う都道府県商工会連合会等指導等は、主として以下の項目に掲げるものとする。

(1) 全国商工会連合会又は日本商工会議所は、商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議

所が行う経営改善普及事業に関する指導、経営改善普及事業に関する情報の収集及び提供又は調査研究、体制の補完、全国の経営発達支援事業における先進事例（広域的な取組を含む。）の共有等の支援を実施すること。

(2) 全国にわたる広域的な視野の下、デジタルツールを活用しつつ、その有する高度・多様な支援に係るナレッジ・ノウハウを活用して、事業継続力強化支援計画及び経営発達支援計画の作成、それら計画に基づく事業の実施を積極的に指導し、支援していくこと。また、需要の動向などの情報、ビジネス展開に関する支援ノウハウ等の情報を提供すること。

3. 商工会指導事業及び商工会連合会等指導事業の実施に当たって留意すべき点

都道府県商工会連合会及び全国商工会連合会並びに日本商工会議所は以上の事業の実施に当たり以下の点につき留意する必要がある。

(1) 経営改善普及事業に関し、傘下団体に対する指導を円滑かつ効果的に実施するため、当該傘下団体組織全体の実態把握に努めること。

(2) 周辺の複数の商工会又は商工会議所による広域にわたる経営改善普及事業に対しても十分な指導を行うこと。とりわけ、広域的な事業継続力強化支援事業及び経営発達支援事業については、広域経営指導員が中心となり、他の経営指導員へのサポートや支援ノウハウの共有等を行うことで、商工会及び商工会議所の支援の質の向上や業務効率化につなげること。

(3) 指導事業の実施に当たっては、特定の傘下団体に偏らないよう配慮するとともに、都道府県商工会連合会に属する商工会指導員及び全国商工会連合会又は日本商工会議所に属する中央指導員にあっては、絶えず傘下団体の行う経営改善普及事業の実績、効果等の把握に努めること。

第七 その他小規模事業者の経営の改善発達に関する重要事項

以上のほか、商工会等が小規模事業者の経営の改善発達に関する事業を実施するに当たり以下の点につき留意する必要がある。

1. 経営改善普及事業を担当する職員の資質の向上

経営改善普及事業を担当する職員は担当する地区内の小規模事業者の実態の把握や指導効果の測定などを行うことにより、自らも経営改善普及事業の具体的な実施方法の改善、指導技術の向上に努めるとともに、国や都道府県等が実施する研修を積極的に受講し、人事交流等を通じて相互に資質の向上を図ること。

2. 経営改善普及事業の公平性

経営改善普及事業は、主に国及び都道府県からの支援をもとに実施されていることにかんがみ、行政サービスに類似するものとして、商工会等の会員・非会員を問うことなく行うこと。

3. 国、地方公共団体、関係機関等との関係

(1) 経営改善普及事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下に実施されるものであることを踏まえ、その事業の実施に当たっては、商工会等の機能が十分に発揮されるように、都道府県及び関係市町村の理解・協力を得つつ、実施すること。

(2) 経営改善普及事業の実施に必要な経営指導員等の人件費や事業費（施設整備費を含む。）に係る補助について、適切な根拠とともに、地方公共団体に必要性を説明し、協力を求めること。

(3) 国、地方公共団体の施策・制度についても積極的に情報収集し、活用するよう努めること。

(4) 地方公共団体の政策の方向性に応じ、事業の実施に際して必要とされるノウハウ等を有する関係機関からも情報収集するとともに、理解、協力が得られるよう努めること。

4. 商工会法及び商工会議所法との関係

商工会又は商工会議所が行う経営改善普及事業は、商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第十一条に規定される商工会の事業又は商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）第九条に規定される商工会議所の事業に該当することから、商工会又は商工会議所が経営改善普及事業を行うに当たっては、商工会法又は商工会議所法における関係規定を踏まえつつ、事業を実施すること。

11. 改定履歴等

（参考情報1）旧ガイドライン（計画の申請ガイドライン）との関係

平成26年12月19日に公表し、令和元年9月25日に最終改定が行われた旧ガイドラインは、令和元年7月16日に改正された小規模事業者支援法における改正前の説明も混在していたため、令和2年8月21日に全面的な改定を行い、本ガイドラインを新たに作成したものである。

（参考情報2）本ガイドライン作成・改定履歴

～第8回認定～

作成（Ver8.0）：令和2年8月21日

改定（Ver8.1）：令和2年8月28日（P8：（表2）実務経験確認の添付書類を修正）

～第9回認定～

改定（Ver9.0）：令和3年8月20日

改定（Ver9.1）：令和3年10月15日（P23：（4）提出書類についてQ2の回答を修正）

改定（Ver9.2）：令和4年6月10日（P8：【表2：⑥経営指導員の要件確認書類】の修正）

～第10回認定～

改訂（Ver 10.0）：令和4年8月26日

～第11回認定～

改訂（Ver 11.0）：令和5年8月18日

～第12回認定～

改訂（Ver 12.0）：令和6年9月25日

～第13回認定～

改訂（Ver 13.0）：令和7年11月20日

改訂（Ver. 13.1）：令和8年1月21日（P33：（1）について旧氏使用の推進でQ7を追加）